

令和 7 年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」

(4)職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進

① 社会的評価の一層の向上のための共通の基盤整備の推進

「職業実践専門課程の一層の社会的評価向上のための共通の基盤整備の推進」

# 自己点検評価表および 運用ガイドライン2025

【専修学校における学校評価ガイドライン改訂版対応】



## 目次

### **1. 自己点検評価の運用ガイドライン ..... 1**

1-1. 運用ガイドラインの目的 .....	1
1-2. 自己点検評価実施の流れ .....	2
1-3. 自己点検評価チームの編成 .....	3
1-4. 自己点検評価表の調整 .....	4
1-5. 各部署における自己点検評価 .....	5
1-6. 内部質保証の取組 .....	6
1-7. 自己点検評価結果のレビュー .....	7
1-8. 是正活動と改善活動 .....	7

### **2. 自己点検評価表の利用方法 ..... 9**

2-1. 自己点検評価項目について .....	9
2-2. 自己点検評価のポイント .....	9
2-3. 用語及び定義 .....	11

### **3. 評価基準の説明 ..... 12**

項目1. 教育理念・目的・目標 .....	12
項目2. 教育課程、教育の実施、学修成果 .....	13
項目3. 学生の受入れ学生支援 .....	23
項目4. 教育実施組織・教員 .....	37
項目5. 教育環境 .....	43
項目6. 教育活動の基盤と改善・向上の取組 .....	50



# 1. 自己点検評価の運用ガイドライン

---

## 1-1. 運用ガイドラインの目的

「自己点検評価」は、「各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価」（「専修学校における学校評価ガイドライン」平成 25 年 3 月文部科学省）のことであり、平成 19 年（2007 年）の学校教育法改正に伴い改正された学校教育法施行規則で、義務（すべての学校に求められる取組）として位置づけられた。その後、平成 26 年（2014 年）に認定が始まった職業実践専門課程や令和 2 年（2020 年）から始まった修学支援新制度など、自己点検評価や学校関係者評価などの学校評価が求められる制度も増え、多くの学校でこうした取組が進められている。平成 25 年（2013 年）には実施率 66.7% だった自己点検評価の実施率が、令和 5 年（2023 年）には実施率 93% まで向上した。（実施率については、「専修学校における学校評価ガイドラインの改正に向けた考え方」による。）

一方で、自己点検評価は、学校が主体的に行う取組であるとして、これまで、評価基準や評価の手順を示した運用ガイドラインは作成されておらず、その結果、各校で自己点検評価を行う担当者も、自校における自己点検評価を適切に行えているという確証を得ることが難しかった。本事業では、令和 4 年度（2022 年度）から「自己点検・評価表および運用ガイドライン」を作成・公開しており、今回、令和 6 年度（2024 年度）版として、本ガイドラインを公開する。自己点検評価は、「実施すること」とともに、「公表すること」が義務づけられている。公表するということは、他の専修学校の自己点検評価結果と比較される可能性があるということである。それらを踏まえて、本ガイドラインでは、的確な自己点検評価であることの要件として、「外部に対して説明責任が果たせる、客観的な評価であること」を掲げる。

専修学校の多くは、中・小規模校といわれる規模の学校であり、自己点検評価を実施するための学校評価委員会を設置している場合でも、担当者が複数の業務を兼務しており、十分な時間を取ることが困難であるのが実態である。本ガイドラインは、こうした実情・実態を持つ専修学校にとって使いやすい評価基準や評価の手順を示し、的確な自己点検評価の実施を支援することを目的としている。

## 1-2. 自己点検評価実施の流れ

前節にて、的確な自己点検評価であることの要件として、「外部に対して説明責任が果たせる、客観的な評価であること」を掲げた。このことを実現する自己点検評価のポイントとして、以下の3つが挙げられる。

- ・ 明確な評価基準があること。
- ・ 評価の根拠を示すこと。
- ・ 公平・公正に評価が行われること。

「明確な評価基準」として、本ガイドラインでは、(別添 1)「自己点検評価表(2025改訂版) エビデンス例」と(別添 2)「自己点検評価表(2025改訂版)」を提示するとともに、「3. 評価基準の説明」にてそれらの評価基準を説明している。

「評価の根拠」については、前述の「自己点検評価表(2025改訂版)」を使用することにより、各校が自己点検評価を進める過程でエビデンス名と書かれた記入欄に記載し、整理されることを期待している。なお、(別添 1)「自己点検評価表(2025改訂版)エビデンス例」には、当該自己点検評価表に掲載されている全ての評価項目に対するエビデンス例が示されている。エビデンス例は、あくまでも例であり、各学校が有するそれらに類するエビデンス(証拠、根拠、証明、検証結果など)の名称を記載することを求めている。

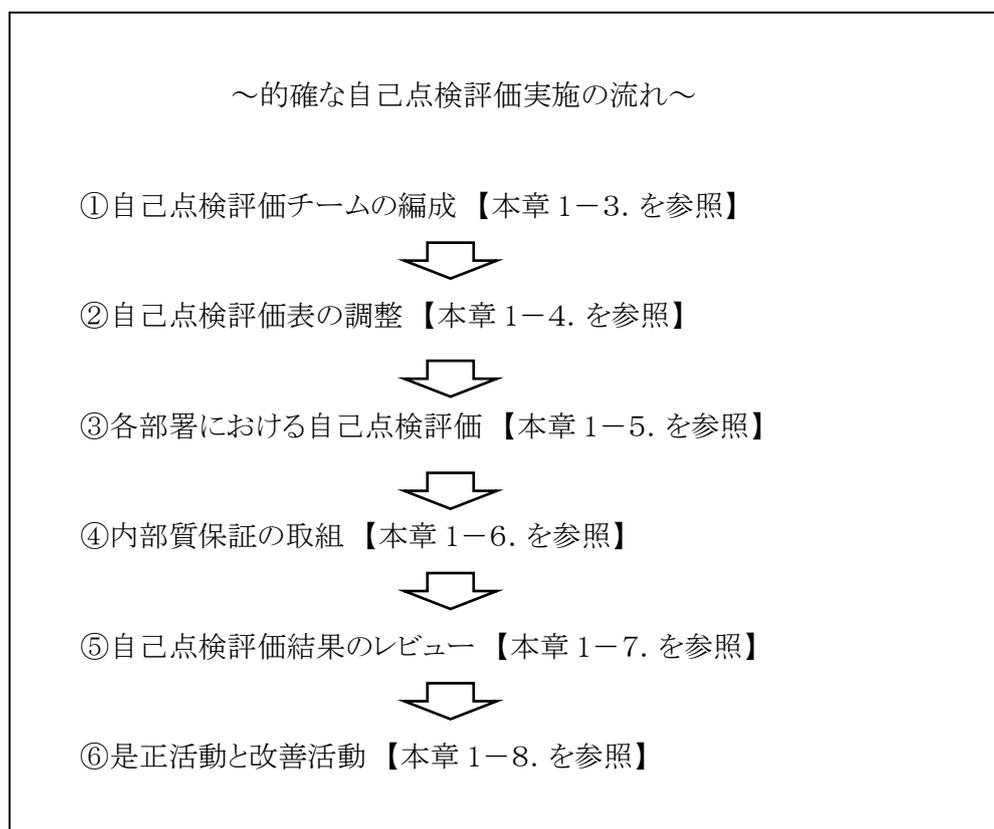
「公平・公正に評価が行われること」をどのように実現すべきかは、非常に重要なポイントであり、本ガイドラインのメインテーマともいえる。詳しくは後述するが、本ガイドラインでは、「その業務を担当していない者が業務の評価(業務監査的に行う自己点検評価)を行うこと」で自己点検評価の公平性・公正性を担保しており、これらを含めて内部質保証の取組と呼んでいる。

なお、「専修学校における学校評価ガイドライン(改訂版)」によると、自己点検評価の結果は、各項目について3段階で評価することとされている。具体的には、「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」は3、「基準をおおむね満たす場合」は2とし、「基準を満たしておらず改善が必要な場合」は1とする。」とされている。

ここで一度、「評価の根拠を示す」という取組について考えたい。学校内において、「評価の根拠を示す」という作業(つまり、根拠資料を提示するという作業)は、誰が担当すると良いだろうか。これについては「実際にその業務を担当している者」が適任であるということで、異論は無いと考えている。これらを整理すると、自己点検評価は、まず「実際にその業務を担当している者」が行い、その上で、「その業務を担当していない者がそれぞれの業務の評価を行う」という二段階での実施が適切であることがわかる。なお、いずれの場合にも、評価を

担当する者は、評価者として必要な知識・スキルを有しているべきであることを付け加えておく。

以上をまとめるとともに、準備段階で必要な取組やとりまとめ段階で必要な取組を付け加えると、以下のとおりとなる。



次節1-3. から1-8. にて、自己点検評価実施の取組の詳細を説明する。

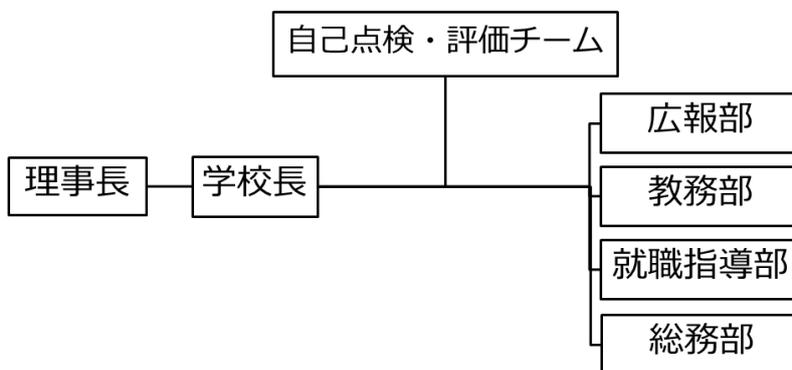
### 1-3. 自己点検評価チームの編成

はじめに、自己点検評価チームの編成を行う。自己点検評価チームとは、学校として行われる自己点検評価の作業を進める際に、中心となるメンバーで構成されるチームである。法人本部や管理部など一部の部署のメンバーではなく、できるだけ多くの部署から、異なる業務を担当しているメンバーを集めることをお勧めする。小さい学校の場合には、2人でチームを構成する場合もある。最低でも2人としているのは、1-6.「内部質保証の取組」で後述するように、「自らが担当する業務を自らが監査(評価)しない」というルールを守るためであ

る。2人居れば、自らが担当する業務については、もう一方の評価者が評価すればよいからである。

自己点検評価チームを編成したら、チームの中でリーダー1人を任命する。リーダーは、自己点検評価業務の責任者として、②自己点検評価表の調整(本章1-4.)から⑥是正活動と改善活動(本章1-8.)まで、自己点検評価業務全体を統括する。学校という組織において、様々な業務を兼務せざるを得ない場合が少なくないが、学校運営責任者と自己点検評価リーダーは、可能な限り兼務すべきではない。「自らが担当する業務を自らが監査(評価)しない」というルールを守ることが困難となるからである。

自己点検評価チームのイメージは下記の通りである。組織体制は学校により異なるが、各部門からメンバーを選出することが望まれる。



#### 1-4. 自己点検評価表の調整

「専修学校における学校評価ガイドライン(改訂版)」では、自己点検評価を行うべき各評価項目に対して、◎:必須項目、△:任意項目、認:認定制度における必須項目とランク付けがされている。

第三者評価を受審する場合には、評価を依頼する第三者評価機関に問合せ、当該第三者評価機関で求められる項目を確認する必要がある。なぜならば、第三者評価を行う際に確認される項目については、あらかじめ自己点検評価を行い、それら自己点検評価の結果を第三者評価機関に提出する必要があるからである。ただし、第三者評価機関が求める評価項目をすべて対象とした上で、他の評価項目や独自の評価項目を追加することは差支えない。

なお、本ガイドラインでは、自己点検評価項目を調整する際に参考となる情報として、(別添1)「自己点検評価表(2025改訂版) エビデンス例」と(別添2)「自己点検評価表(2025

改訂版)」の I 列(第三者評価欄)に「△(◎)」と表記し、第三者評価実施時に評価項目として採用される可能性が高い項目を判別している。

自己点検評価チームは、どの評価項目を対象とするのかを判断し、理事長等の経営責任者と校長・副校長等の運営管理責任者に確認の上、自己点検評価に使用するチェックリスト(自己点検評価表)を調整する。

#### 1-5. 各部署における自己点検評価

この段階では、各部署の責任者または担当者に、自己点検評価表への記入を促す。

まず、職務分掌や組織図を参考にして、大項目単位で業務ごとに評価対象項目を配分する。例えば、総務や経営企画部門であれば項目「1. 教育理念・目的・目標」、「4. 教育実施組織・教員」、「5. 教育環境」、「6. 教育活動の基盤と改善・向上の取組」などの項目について、自己点検評価表を用いて評価を行ってもらおう。教務部門であれば項目「2. 教育課程、教育の実施、学修成果」、「3. 学生の受入れ学生支援」、「4. 教育実施組織・教員」、「5. 教育環境」などの項目、広報・学生募集部門であれば、項目「3. 学生の受入れ学生支援」などの項目を評価対象として、自己点検評価表を用いて評価を行ってもらおう。

各部署において自己点検評価を実施してもらおう最大の目的は、的確なエビデンスの抽出である。それぞれの部署が、それぞれの業務を行っているのだから、彼ら以上にエビデンスに詳しい人材はいないのである。

この時、自己点検評価チームの責任者は、各部署の評価担当者に「評価を適切に行うこと」を必要以上に要求してはいけない。学校(組織)としての自己評価を行うのは、後述する1-6.「内部質保証の取組」である。むしろ、「どうしたら(何をエビデンスとして説明したら)その項目が評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)であることが理解してもらえるか」ということを考えてもらうことが重要である。

本ガイドラインを活用して初めて自己点検評価に取り組む場合には、一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団が実施している「専門学校教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習」等、自己点検評価を行うために必要な知識・スキルを身につけるための研修に参加することも有効である。また、評価担当者には、本ガイドライン第3章「評価基準の説明」を活用することも勧めたい。第3章「評価基準の説明」に掲載されているエビデンス例を参考にすることで、自校の取組の結果として作成されている文書や記録を活用しやすくなり、効率よく評価活動に取り組むことが可能となる。

## 1-6. 内部質保証の取組

内部質保証の取組とは、自己点検評価を業務監査的に行うという取組のことである。「業務監査的に行う」というと堅苦しく、また難しく感じてしまうかもしれないが、「自らが担当する業務を自らが監査しない」という原則に基づいて、自己点検評価を行えば、より客観的な評価結果が得られる。学校関係者評価委員会での説明資料や、外部への説明責任を果たすための情報公開資料として活用するための自己点検評価表を作成する際には、自己点検評価を業務監査的に行うことにより、「学校(組織)としての自己評価」となるよう配慮することが望ましい。

内部質保証の取組として業務監査的に行う自己点検評価のスケジュール例を以下に示す。評価者を割り振る際には、評価チームのメンバーの中から「自らが担当する業務を自らが監査しない」という原則に基づいて任命する。

業務監査的に行う自己点検評価のスケジュール(例)

時間帯	対象部署	点検対象項目	評価者(説明者)
9:00 ～9:20	(対象者全員)	オープニング会議	評価リーダー
9:30 ～10:30	広報部	3.「学生の受入れ学生支援」(特に3-1)	
10:40 ～11:40	就職指導部	3.「学生の受入れ学生支援」(特に3-3, 3-4)	
12:40 ～14:40	教務部	1.「教育理念・目的・目標」、2.「教育課程、教育の実施、学修成果」、3.「学生の受入れ学生支援」、4.「教育実施組織・教員」、5.「教育環境」	
14:50 ～16:50	総務部	1.「教育理念・目的・目標」、4.「教育実施組織・教員」、5.「教育環境」、6.「教育活動の基盤と改善・向上の取組」	
17:00 ～17:20	(対象者全員)	クロージング会議	評価リーダー

#### 1-7. 自己点検評価結果のレビュー

自己点検評価チームのリーダーは、自己点検評価結果をとりまとめ、学校(組織)全体としての自己点検評価表を作成する。

一連の活動を終えたところで、自己点検評価表を理事長・校長などの経営責任者に報告し、レビュー(見直し)を行なう。改善すべき箇所が見つかった場合など、必要に応じて、理事長・校長など経営責任者と相談し、改善活動を実施する。

#### 1-8. 是正活動と改善活動

自己点検評価結果が評価1(基準を満たしておらず改善が必要)となった場合には、是正活動を行うことが必要である。「是正」とは、「不適切事項の原因を特定し、その原因を取り除くこと」を指す。できていなかったことを、できている状態にすることは「修正」という。「修正」だけでは不十分と考え、「是正」を行うことを推奨する理由は、次の通りである。

例えば、実施することが求められている取組が行われていなかったことが判明した場合、まずは、その取組を実施しなければならない。これを「修正」と呼んでいる。まず、できていない状態を修正し、できている状態にすることが必要ということである。その上で、次の段階として、「是正」活動に取り組んでいただきたいということである。なぜなら、自己点検評価などの活動を通じて発見された問題を「修正」しても、次年度、また同じ問題が起こる可能性が残ってしまうからである。その懸念を払拭する活動が、是正活動である。是正活動は、「不適切事項の原因を特定し、その原因を取り除く」活動であるので、その時の問題点が修正されただけでなく、(原因が取り除かれたことにより)将来的にも同様の問題が発生しない状況を作り出せるのである。問題が発生した際には、その問題の原因を特定し、それを取り除くこと(是正活動を行うこと)をお勧めする。

一方、改善活動は、必ずしも「不適切事項」など、問題が発生していることに対して行われるものではない。「現状でも評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている)ではあるが、より質を高める方法がある」という場合には、改善活動が行われる。

自己点検評価の活動を行っている際に「改善点が見つかった」ことにより、評価を下げ、評価2(基準をおおむね満たす)としているのを見かけたことがあるが、この方法(考え方は、自己評価の考え方として、あまり好ましくない。評価3と評価できるか否かは、基準を満たしているか否かで判断すべきである。改善点が見つかるか否かで判断してしまうと、質を

高めるために工夫をする(考える)ほど、評価が下がってしまうという矛盾を生み出してしま  
う。

改善活動は、現状よりも、更に質を高めるための活動であり、その取組には終わりが無い  
のである。評価を3とすべきか、2とすべきかという問題とは、区別しなければならない。

## 2. 自己点検評価表の利用方法

---

### 2-1. 自己点検評価項目について

本事業で【共通的评价基準モデル2025改訂版】として提示する「自己点検評価表」は、文部科学省が2025年6月30日に改訂された「専修学校における学校評価ガイドライン」(改訂版)に準拠している。

### 2-2. 自己点検評価のポイント

自己点検評価表「共通的评价基準モデル2025改訂版」は、文部科学省の「専修学校における学校評価ガイドライン(2025年6月30日改訂)」にて示された大項目・小項目及び評価の基準をもとにして、小項目またはそれらを細分化した「評価の基準」単位で自己点検評価結果を3段階で記入する形式となっている。

評価する際には、それらの評価を行うにあたって参照したエビデンス(証拠となる文書・記録)等の名称を記入する。(それらエビデンスについては、「エビデンス一覧表」にてリスト化し、自己点検評価表のエビデンス等記載欄には、番号とエビデンス名称を記載すること。)また、大項目ごとに、①状況説明、②課題及び今後の改善方策、③特記事項(優良な取組等)を記載する形となっているので、必要に応じて記入する。

本書を教職員研修などで研修教材として用いることで、教職員の間での自己点検評価項目の共通理解を深めることが可能である。しかしながら、本書は、そのすべてを覚えることを想定した教材ではなく、むしろ辞書のような使い方を想定して作成されたものである。研修等で使用するだけでなく、実際に自己点検評価を実施する際に、適宜参照していただくことで役立てれば本望である。

#### (1) 自己点検評価結果

「共通的评价基準モデル2025改訂版」では、小項目またはそれらを細分化した「評価の基準」単位で、

評価3 (基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)

評価2 (基準をおおむね満たす場合)

評価1 (基準を満たしておらず改善が必要な場合)

の3段階で評価を行うこととしている。

それぞれの「評価の基準」について、どのようなことができているか、評価3あるいは評価2とできるのか、評価の考え方について、本書「3. 評価基準の説明」にて後述する。

## (2) エビデンスの提示

エビデンス(根拠資料)とは、小項目またはそれらを細分化した「評価の基準」単位で示されている事柄が「適切にできている」ことを説明できる資料のことである。エビデンスとして提示する資料には、ルールや手順などを示す規程・規則・細則やマニュアル・手順書のような文書や、実際に取り組んでいるという実績を示す報告書や議事録のような記録など、様々なものがある。

適切なエビデンスを選ぶためには、ルールや手順などが明確にされていることを求められているのか、それとも、実際に取り組んでいること(実績)を求められているのかを、区別して考えることから始める。それぞれの評価項目におけるエビデンスの例が示されているので、それらを参考にしていきたい。

## (3) 大項目ごとの定性的評価

自己点検評価には、学校の教育に関する現在の状況を基準に則って評価することとともに、改善すべき点を明らかにして、質を向上させる(PDCA サイクルの活用)という機能も求められている。

「共通的評価基準モデル2025改訂版」では、「①状況説明」、「②課題及び今後の改善方策」、「③特記事項(優良な取組等)」という3項目を設定し、大項目ごとに定性的評価の実施を求めている。定性的評価とは、文章表現によりなされる評価であり、特に、こうした状況の説明や課題の指摘、改善方策の提示、特長となる取組など、数値化が難しい事柄の評価方法として用いられるものである。学校内の教職員間で情報を共有したり、学校関係者評価などにおける説明に使用したり、文脈や背景を共有する内部で活用するための評価記録として非常に有効である。その反面、文脈や背景を共有していない外部への説明の場合には、文書化された内容のみをもって判断されてしまうことが懸念されるため記載内容・表現方法には注意が必要である。

## 2-3. 用語及び定義

### 2-3-1. エビデンス

証拠、根拠、証明、検証結果など。ある評価項目について、そのことが「できている」ことを説明することができる根拠となる資料のこと。規程・規則・手順書やマニュアルなどの文書が適切な場合もあれば、報告書や議事録などの記録が適切な場合もある。

### 2-3-2. コンピテンス

意図した結果を達成する為に、知識及びスキルを適用する能力(cf. ISO 29993:2017)。知識・スキル及び業務遂行能力。

### 2-3-3. 保証人(保護者)

「民法の一部を改正する法律」は、2022年4月1日から施行された。民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味がある。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということである。こうした状況に合わせ、本書では「保護者」という表記を改め、保証人(保護者)という表記を用いることとした。

なお、エビデンス例については、従来から使用されている資料名の方がわかりやすいと考え、従来通り「保護者」と表記している。

成年年齢が引き下げられたことにより、専門学校に入学する時点から様々なことができるように変わっていくが、一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳となる。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となるので、学生・生徒指導の際にご留意いただきたい。

### 3. 評価基準の説明

#### 項目1. 教育理念・目的・目標

小項目	評価の基準	エビデンス等
1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	・学則、細則、内規等 ・学生便覧等 ・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 (学校・学科(理念・目的)を紹介するパンフレット、募集要項、学生の手引き、HP)

1-1. 評価の基準を読み解くと、以下の2つの要件から成ることがわかります。(1) 教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、(2) 養成する人材像を明確にしていること、が求められています。

(1) 教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定

「教育理念等を踏まえ」ということなので、まず、教育理念が明示されている資料をエビデンスとして提示します。そして、この教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての「目的及び目標」を設定していることが読み取れるエビデンスを示します。例えば、パンフレットやHP、学生の手引きなどに、教育理念等と専門学校としての目的及び目標が記載されているなら、それらをエビデンスとして示します。

(2) 養成する人材像を明確にする

「養成する人材像」を明確に示していることがわかる資料として、「学則」や「学校案内のパンフレット(またはHP)」などが想定されます。例えば、「養成する人材像」をディプロマポリシーという形で表現している学校の場合には、そのディプロマポリシーが記載されている資料をエビデンスとして提示するのが良いでしょう。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。いずれか一方しか満たされていない場合には、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。エビデンスは、数多く提示すれば良いというものではありません。これを見てもらえば当該校の取組が「評価の基準」を満たしていることがわかるという、効

き目の高い資料を選ぶことが重要です。また冊子や HP などをエビデンスとして提示する際には、ページ番号や URL 等、見てほしい箇所を具体的に指し示すことも必要です。

## 項目2. 教育課程、教育の実施、学修成果

小項目	評価の基準	エビデンス等
1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則</li> <li>・学生便覧</li> <li>・シラバス、履修ガイド、履修案内等</li> <li>・カリキュラムマップ (カリキュラムポリシー、CP検証時の議事録、教育課程編成委員会議事録、HP)</li> </ul>
	②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則</li> <li>・学生便覧</li> <li>・シラバス、履修ガイド、履修案内等</li> <li>・カリキュラムマップ (事業計画書、校務分掌表) 【外国人留学生キャリア形成促進プログラム_申請書類※シラバス等実態を示すものも必要】</li> </ul>

2-1 ① 評価の基準を読み解くと、以下の2つの要件から成ることがわかります。(1) 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成し、その上で、(2) 教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること、となります。

(1) 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成

まず、前項 1-1 にて、目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていますので、それらを踏まえて、必要な教育課程編成・実施方針を作成していることを示します。例えば、「学則」や「学生便覧」等にこれらが記述されていれば、それらをエビデンスとすることができます。教育課程編成・実施方針(カリキュラムポリシー:CP)を示すことも有効ですが、「CP 検証時の議事録」に相当する

ものがあれば、更に良いエビデンスとなります。また、企業等との連携により教育課程の編成が行われている職業実践専門課程を有する学校であれば、教育課程編成委員会にて、企業等の意見も組み入れて教育課程編成・実施方針を作成していることと思いますので、「教育課程編成委員会議事録」の該当箇所をエビデンスとすることが適切です。

(2) 教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置

エビデンス例として挙げられているカリキュラムマップなどがあると、カリキュラム間のつながりや、それぞれの教育到達レベルが示しやすくなります。(カリキュラムマップという名称の資料の有無を確認すればよいということではなく、授業科目の配置がそれぞれの科目の系統性や段階性に配慮されているか否か、そしてそれらを学生や各教員に説明するためのわかりやすい資料が作成されているかを確認することが重要です。)教育分野によっては教育課程の体系性を示す学協会等が定めるモデルカリキュラムが存在しますので、それらのモデルカリキュラムと自校のカリキュラムの関係性を示した資料などもエビデンスとして有効です。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。いずれか一方しか満たされていない場合には、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

- 2-1 ② この項目は、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」の第 2 条にて規定されている認定要件の一つ(ウ)②であり、【外国人留学生キャリア形成促進プログラム】の認定を受けている学校にとっては、必須項目となります。(言い換えると、【外国人留学生キャリア形成促進プログラム】の認定を受けておらず、今後においても、その認定を受ける予定がない学校については、本項目を評価項目に掲げる必要はありません。)

ここで求められているのは、外国人留学生が日本国内にて就職する際に必要とされる文化や習慣を身に付けられるカリキュラムとなっていることであり、それを具体的に示す指標として、「日本社会の理解の促進に資する授業科目を 300 時間以上開設していること」が挙げられています。特に外国人留学生数とその学科・コースの在籍者数の1/2を超えている場合には、日常の授業や学校生活の中で日本社

会の文化や習慣を身に付けることが困難になると想定されるため、こうした科目の実施が必要となります。ここでは、学則や学生便覧、カリキュラムマップ等で、カリキュラムの全体像を示すだけでなく、シラバス等、具体的な授業内容や時間数が示せるエビデンスが必要です。

なお、この「評価の基準」②で確認していることは「教育課程の編成と授業科目が適切であること」と捉えられます。留学生の割合が少ないからといって、対象外とすべきではないと考えます。ただし、要件の意図を踏まえ、留学生数が1/2以内の学科(コース)の場合など、教育課程の編成と授業科目が要件を満たしている場合には「評価2」としてよいのではないかと判断できます。その場合には、「①状況説明」欄に、「【外国人留学生キャリア形成促進プログラム】の認定を受けている学科(コース)において、留学生数が1/2以内なので、「日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること」が認定要件となっていないため」などの説明を記述することをお勧めします。

**【参考】「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項**

**3. 外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定要件**

(3) 認定を受けようとする学科は、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境でなければならないこと。

原則として、認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であること。ただし、認定規程第2条第1項第3号イ及びロに規定する要件のいずれにも該当すると認められる場合は、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であることを求められないこと。

(内容)

当該学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であること。2分の1を超える場合は、以下の要件をいずれも満たしていること。

① 認定を受けようとする専修学校専門課程の学科の修了者の就職率<sup>\*</sup>(直前3年間の平均)が9割以上であること。

※就職率とは、当該年度の卒業生から、国内の大学等への進学者を除いた者を母数とし、これに対する就職者の割合とする。

就職率 = (就職者数 / 卒業生数 - 国内の大学等への進学者数)

② 当該学科において、日本において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な総授業時数のうち、300 時間以上開設されていること。

小項目	評価の基準	エビデンス等
2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	・シラバス ・カリキュラムマップ等 ・学則、成績評価基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等 (コマシラバス、講義概要、授業報告書)
	②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注】職業実践専門課程】	・シラバス ・カリキュラムマップ等 ・学則、成績評価基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等 【職業実践専門課程_別紙様式※シラバス等実態を示すものも必要】

2-2 ① 評価の基準を読み解くと、以下の3つの要件から成ることがわかります。(1) 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、(2) 適切な教材が用いられるとともに、(3) 成績評価基準に基づき成績評価を行っていること

(1) 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育を実施

専修学校は職業教育を行う学校種であり、その特長として、スキルを確実に身に付けるための演習や実習又は実技が充実していることが挙げられます。ここでは、シラバスやカリキュラムマップ等を用いて、それぞれの授業科目が、以下のような授業科目内容に応じた適切な授業形態になっているかを評価します。

講義： 教員による知識の伝達为中心。概念や理論の理解を目的とする。

演習： 学習者の主体的活動による知識の活用・深化を目的とする。グループ討論や PBL、プレゼンテーションのほか、反復学習により身に付けるというトレーニングも含まれる。なお、アクティブラーニングについては、講義科目に

取り入れられている場合もあるため、「アクティブラーニング＝演習科目」と考えず、その科目が、「教員による知識の伝達が中心で、概念や理論の理解を目的とするもの」なのか、「学習者の主体的活動による知識の活用・深化を目的とするもの」なのかで講義か演習かを判別すること。

実験：科学的原理や手法を理解するために、仮説検証型の活動を行う。

実習：職業に必要な実務能力の育成を目的とする。現場的な実践が中心。

実技：身体的または技能的能力の習得が主目的。反復訓練が多い。

#### ※ 単位数の換算について

専修学校における学修成果は、従来の授業時数によるものから単位数によるものに移行することが促されている。専修学校設置基準(第19条)には、「当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とする」とされており、さらに、「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする」とされている。(ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業や、卒業研究、卒業制作等の授業科目については別途。)

なお、厚生労働省(看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、柔道整復師などの医療関係技術者や調理師、美容師、理容師など)や国土交通省(自動車整備士、測量士など)などが指定する指定養成施設の場合は指定規則・基準等を示すことで説明できます。

#### (2) 適切な教材が用いられていること

どのような教材を用いているかは、シラバス(またはコマシラバス)に記載されているはずですが、教材には、紙媒体に印刷されたテキストのほか、電子書籍や動画・映像教材、実験・実習などで用いられる資材等、様々な形態のものがあります。

例えば、「IT スキルを習得する」科目なのに、資格試験対策の知識を習得する教材しか使われていないとか、「ダンスが踊れるようになる」ことを目的とした科目なのに、動画・映像教材がなく紙媒体のテキストしか使用されていないのであれば、不適切である可能性が高いのではないかと想像されます。

自己点検評価実施時には、授業科目の内容をよく理解している方も評価に加わっているはずですので、シラバス(またはコマシラバス)に記載されている教材を確認することで、講義、演習、実験、実習又は実技など、それぞれの授業形態、授業内容に応じた適切な教材が用いられていることを確認できるかと思います。

(3) 成績評価基準に基づき成績評価を行っていること

シラバス(またはコマシラバス)には、到達目標と評価方法・評価基準が記載されているかと思います。なお、評価基準については、科目別には示さず、「成績評価基準」等として整理している場合もあります。

例えば、学生や保護者等から、ある科目の成績評価について質問を受けた場合に、どのような基準に基づいて、何をエビデンス(根拠資料)として成績評価を行ったのかが説明できる状態になっていれば良いかと思います。実技・実習科目の場合には、知識が身についたかではなく、スキルが身についたか(できるようになったか)が評価されるはずですので、ペーパーテストによる評価だけでは不十分です。ルーブリック評価など、実技・実習科目の到達目標に対して到達度が評価できる成績評価基準が求められます。そうした適切な成績評価基準に基づいて成績評価を行っているかを、評価してください。

上記(1)～(3)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。一つでも要件が満たされていないものがあれば、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

2-2 ② 【職業実践専門課程】の認定を受けている学科・コースを有する学校の場合、必須となる評価項目です。評価の基準を読み解くと、(1) 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等(以下「実習・演習等」という)の授業を行っていることと、(2) 教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること、という 2 つの要件から成ることがわかります。

(1) 企業等と連携した、実習・演習等の授業を行っていること

シラバスや職業実践専門課程\_別紙様式 4 等のエビデンスを示し、企業等と連携した実習・演習等の授業を行っていることを示します。

- (2) 教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること

企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を設定していることを、学則やシラバス等のエビデンスにより示します。併せて、職業実践専門課程\_別紙様式 4 の「企業等と連携した実習等の実施状況」欄をエビデンスとすることで、実施状況についても説明できます。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針(資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む)を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	・シラバス ・学則、卒業認定基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等 (学習の手引き(ディプロマポリシー)、成績評価に関する規程、授業科目履修規程、卒業審議会資料、卒業判定会議議事録)

2-3 評価の基準を読み解くと、(1) 卒業認定方針(資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む。)を学科・コースごとに定めていることと、(2) 当該方針に基づき卒業の認定をしていること、という2つの要件から成ることがわかります。

- (1) 卒業認定方針を学科・コースごとに定めていること

シラバス、学則、または卒業認定基準等により、学科・コースごとに卒業認定方針が定められていることを示します。例えば、学科・コースごとに「ディプロマポリシー」が定められていれば、それらをエビデンスとすることができます。なお、指定養成施設の場合は指定規則・基準等を示すことで説明できます。

- (2) 当該方針に基づき卒業の認定をしていること

上記(1)で示された方針・基準等に基づき卒業の認定をしていることを、判定会議議事録などをエビデンスとして説明します。卒業生(学生)の成績表や成績証明書だけではエビデンスとして不十分です。卒業認定方針(ディプロマポリシー)

や卒業認定基準等に基づいて、いつ・誰が・どのようなデータを用いて卒業の認定をしているのかが説明できるエビデンスが求められます。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていなければ、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
4 学修成果目標の達成状況	①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得(資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。)についての目標を定め、その目標が達成できていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料</li> <li>・学生のポートフォリオ</li> <li>・指定養成施設の場合は指定規則・基準等</li> <li>(目標資格・検定試験一覧、シラバス、試験対策授業計画、各学科のディプロマポリシー、修学支援新制度_確認申請書、資格取得者リスト、国家試験等合格率)</li> </ul>
	②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料</li> <li>・学生のポートフォリオ</li> <li>・指定養成施設の場合は指定規則・基準等</li> <li>(就職関連指導シラバス、就職実績報告書、就職活動報告書、教職員会議議事録、進路データ(就職・進学履歴))</li> </ul>

2-4 ① 評価の基準を読み解くと、(1) 学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得(資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。)についての目標を定めていることと、(2) その目標が達成できていること、という 2 つの要件から成ることがわかります。特にここでは、(2)に「目標が達成できていること」という評価項目があることから、(1)で示す「目標」を、「達成できているか否か」が判別可能な目標とすることが求められています。

- (1) 学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得についての目標を定めていること

前項 2-3 のエビデンスとして示されたシラバス、学則、または卒業認定基準等にて、資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得を含み、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得についての目標が定められていることを確認します。例えば、学科・コースごとに定められている「ディプロマポリシー」に、具体的な資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得が目標として定められていれば、それらをエビデンスの一つとすることができます。なお、指定養成施設の場合は指定規則・基準等を示すことで同様に説明できます。

ただし、この 2-4 では、「学修成果目標の達成状況」を評価することが求められていますので、「学生個人としての資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得の目標」だけでなく、「学科・コースとしての目標」（例えば、資格・免許等の取得率）を示すことが必要となります。

- (2) その目標が達成できていること

上記(1)で示された「職業能力を含む資質能力の修得についての目標」が達成できていることを、具体的な資格・免許等の取得状況や知識・技術・技能の修得状況を学科・コースごとに集計・分析した結果で評価します。例えば、「資格取得率」に関する評価を行う場合、上記(1)にて設定した目標を達成できたか否かという評価に加えて、目標とする資格試験等への合格率が全国平均と比較してどうなのかを示すことも、一つの評価指標として判り易いと思います。

エビデンス例に挙げられている「学生のポートフォリオ」は、学習成果(作品、レポートなど)と学びのプロセスをまとめた自己 PR 資料で、就職や進学時にスキルや意欲を伝えるために作成される重要な資料です。専門学校の学生ポートフォリオは、Web デザイン、グラフィック、IT、建築、医療など学科(分野)ごとに特徴があります。自己紹介・スキル・作品(課題、自主制作)をまとめ、成長過程を示すことが重要で、特に Web 系では HTML/CSS/JavaScript の実装力や、デザイン系のコンセプト、制作意図を具体的に記述し、就職・進学時に能力を総合的にアピールする「作品集+学習記録」となります。(目標が達成できていることを読み取れるエビデンスの一つになります。)

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件

が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

2-4 ② 評価の基準を読み解くと、(1) 学生が望む進路の実現に関する目標を定めていることと、(2) その目標が達成できていること、という2つの要件から成ることがわかります。特にここでは、(2)に「目標が達成できていること」という評価項目があることから、(1)で示す「目標」を、「達成できているか否か」が判別可能な目標とすることが求められています。

(1) 学生が望む進路の実現に関する目標を定めていること

前項2-4 ①との違いは、「学生が望む進路の実現に関する目標」という部分です。学生自身が「どうなりたい」のか、「なりたい自分」を目標として定めることが求められます。就職、進学、進路変更(学科コースの変更)等、専門学校に入学し、学修を進める過程で、学生が望む進路がより具体的に定まったり、変わったりする場合もあるからです。

もちろん、学科・コースがディプロマポリシーとして描いている人材像が、「学生が望む進路」と一致していれば、「学科・コースとしての目標」(例えば、就職率)が、「学生が望む進路の実現に関する目標」であるとして説明することができます。一方で、学生が、専攻科や大学・大学院等への進学や、他分野への進路変更などを希望する場合には、それらが「学生が望む進路の実現に関する目標」となります。なお、指定養成施設の場合は指定規則・基準等を示すことで同様に説明できます。

ただし、この2-4②では、「学生が望む進路の実現に関する目標の達成状況」を評価することが求められていますので、「個々の学生が望む進路の実現に関する目標」だけでなく、「学科・コースとしての目標」(例えば、関連職種就職率(学んだ知識・技術を活かせる業界・職種への就職率)や就職を希望する学生数を分母とした就職率)を示すことが必要となります。

(2) その目標が達成できていること

上記(1)で示された「学生が望む進路の実現に関する目標」が達成できていることを、就職率や具体的な資格・免許等の取得状況を学科・コースごとに集計・分析した結果で評価します。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

### 項目3. 学生の受入れ学生支援

小項目	評価の基準	エビデンス等
1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則等</li> <li>・入試規定、入試実施要領等</li> <li>・入学者選考基準、募集要項等 (アドミッションポリシー、パンフレット、公式Webサイト、学校案内、入学選考基準・選考方法、選考における実施体制、選考結果資料、入試面接評価表、修学支援新制度_確認申請書)</li> </ul>
	②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則等</li> <li>・入試規定、入試実施要領等</li> <li>・入学者選考基準、募集要項等 (アドミッションポリシー、パンフレット、公式Webサイト、学校基本調査)</li> <li>【修学支援新制度_確認申請書、外国人留学生キャリア形成促進プログラム_申請書類※上記等実態を示すものも必要】</li> </ul>

3.1 ① 評価の基準を読み解くと、(1) 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定めていること、(2) 入学希望者に明示していること、(3) 入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること、という3つの要件から成ることがわかります。

(1) 入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定めていること

入学者の受け入れ方針を「アドミッションポリシー」としてまとめているのであれば、これをエビデンスとして提示します。入学選考基準や選考方法については、エビデンス例にあるように入試規定や入試実施要領等、入学者選考基準などの内部規定として整理されているかもしれません。これらの方針や規定がすべて揃っていないければならないわけではありません。どのような学生を求めているのか

わかる「入学者の受け入れ方針」や、入学時の選考をどのような基準・方法で行っているのかが説明できれば十分です。

(2) 上記(1)の内容を入学希望者に明示していること

この項目は、上記(1)の内容が入学希望者に明示されているかを確認しています。エビデンス例にあるように、主に募集要項等に記載されていることが多いと思います。ペーパーテストの形で入学試験を実施する学校もあれば、小論文や面接試験を課す学校もあります。入学に必要な学力、スキル、資格、職業経験などの、前提となる要件が明示されているかという点について、「当校では、誰でも受入れますので、前提となる要件はありません」と答える方がいらっしゃいますが、専門学校であるならば、「高等学校卒業以上の学力を有すること」を要件としているはずです。その点もご留意ください。

(3) 入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること

この項目は、入学者の選考過程について自己評価を求めています。「入試規定や入試実施要領等のルールがあるか？」ということではなく、そうしたルールに則り、実際に、選考を公正に行い、合否を決定していることを説明します。

エビデンス例にあるように、選考における実施体制、選考結果資料を示すことで説明できます。

上記(1)～(3)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。一つでも要件が満たされていないものがあれば、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

3.1 ② この項目では、評価の基準欄に【注】修学支援新制度機関要件の確認【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム【注】という文言が記載されていますが、修学支援新制度や外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定を受けている学校に対しての評価項目ではありません。すべての専修学校において、自己点検評価が求められている必須項目となります。

この項目では、入学定員に基づき学生の受入れを適正に行っていることを確認します。入学定員は学則等に記載されていますし、受け入れている学生数は、修学支援新制度の機関要件として、専門学校においては「直近3年度いずれかの収

容定員充足率が5割以上であること。」が求められていますので、この要件をどの程度満たしているかで評価することが適切です。直近3年度分のエビデンスを確認し、すべての年度で定員充足率が5割以上であれば評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)、いずれかの年度で定員充足率が5割以上であれば評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの年度でも満たされていない、またはこれらの適切なエビデンスが確認できない場合には評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

なお、この評価項目は、「修学支援新制度の機関要件」に基づいた基準ではありませんが、「機関要件を満たすか否か」ではなく、「収容定員の管理」が適切に行われているかを評価すべきであると考えます。(ある年度で定員充足率が5割未満になったとしても、入学者数の増加、または収容定員数の削減のいずれかにより、是正可能であり、3年続けて収容定員充足率が低いということは、こうした是正処置が行われていないことを意味するため。)したがって、「都道府県知事等が地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると認める場合」であっても、直近3年度分のエビデンスを確認し、いずれの年度でも定員充足率が5割以上となっていない、またはこれらの適切なエビデンスが確認できない場合には「評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)」となります。

また、もう一つの観点として、「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の認定要件が挙げられます。「認定を受けようとする学科は、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境でなければならないこと。」というもので、「原則として、認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であること。ただし、認定規程第2条第1項第3号イ及びロに規定する要件のいずれにも該当すると認められる場合は、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であることを求められないこと。」とされています。上記の「修学支援新制度の機関要件」を満たしていたとしても、この要件を満たしていなければ、当然「評価1」となります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	・シラバス ・学習状況の把握や補習授業の実施状況等が分かる資料 ・学習支援の体制や実施状況が分かる資料 (学生カルテ、学生指導履歴、個別相談表、入学前課題、学習の手引き、教材一覧(含学習動画))

3.2 この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、第三者評価機関によっては評価項目に挙げられています。評価項目として、自己評価することをお勧めします。

評価の基準を読み解くと、(1) 学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいることと、(2) 学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること、という2つの要件から成ることがわかります。

- (1) 学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること

ここでは、学校の授業についていけるように学習の支援を行っていることが求められています。エビデンス例として、「学習状況の把握や補習授業の実施状況等が分かる資料」が挙げられています。具体的には、小テストの記録や作品集などのポートフォリオ、入学前教育や補習授業の実施記録等がそれらのエビデンスとなります。

- (2) 学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること

ここでは、学生が自律的に学習できるようになることの支援が求められています。例えば、「授業の後、宿題を出す」という行為は、自律的に学習できるようになるきっかけになる可能性はありますが、その「宿題」が「やらなければならない」、「やらされているもの」との認識を学生にされてしまうと、自律的な学習の習慣づくりにとって、むしろマイナスに働いてしまう可能性もあります。ただ宿題を出しているエビデンスがあれば良いというものではなく、注意が必要です。

エビデンス例として、「シラバス」や「学習支援の体制や実施状況が分かる資料」が挙げられています。具体的には、学生指導履歴が記載されている学生カルテや個別相談表、自習室の設置・利用状況等がわかる資料などがそれらのエビ

デンスとなります。シラバスはエビデンスの一つにはなりますが、この項目のエビデンスを示す場合、シラバスがあることだけでは不十分です。シラバスを学習活動にてどのように活用することを支援(指導)しているのかがわかる資料(例えば、オリエンテーションで用いられる「学生生活の手引き」のような説明資料)をシラバスとともにエビデンスとして示すことで、学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていることを説明できます。

なお、以上に挙げたエビデンスがすべて揃っている必要はありません。学生の学力や学習状況をどのように把握し、そうした実情に対して、どのような対策(入学前教育による基礎学力向上や補習授業など)を行っているかが説明できれば十分です。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学生に対する支援が分かる資料</li> <li>・留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料</li> <li>(募集活動体制組織図、障がい学生支援に関するガイドライン、合理的配慮に関する法人ガイドライン、学生サポートセンターに関する資料、パンフレット、OC用説明資料、募集要項、学校案内、校務分掌、HP)</li> </ul>
	②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料</li> <li>(留学生募集要項、留学生の在籍管理(在留資格等)、留学生向け企業説明、日本人・留学生交流パーティー、事業計画書)</li> <li>【外国人留学生キャリア形成促進プログラム_申請書類※上記等実態を示すものも必要】</li> </ul>

3.3 ① この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、第三者評価機関によっては評価項目に挙げられています。評価項目として、自己評価することをお勧めします。評価の基準を読み解くと、(1) 適切な体制を構築していることと、(2) 障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること、という2つの要件から成ることがわかります。

(1) 適切な体制を構築していること

学生の受入れや学生支援において、多様な学生に対する支援を行うための適切な体制を構築しているかを評価します。エビデンス例にもあるように、募集活動体制組織図や校務分掌等で、多様な学生に対する支援をどのような体制で実施しているのかが説明できます。

(2) 障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること

上記(1)の体制で行っている学生の受入れや学生支援として、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を実際に

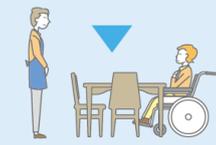
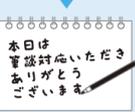
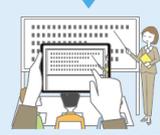
行っていることがわかるエビデンスを提示します。ここで例示されている多様な学生は、ともすると学校側の施設設備の状況や受け入れ準備が不足しているなどの理由で入学に至らない可能性もあります。多様な学生を受け入れるためには、対応を必要とする学生の困りごとについて学生や入学希望者が相談できる環境の整備や、施設設備の更新、学校教職員研修等による準備が必要となります。「どのような準備を行い、その結果、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生が何名入学している」ということを示す方法もありますし、例えば、パンフレットや HP、学校案内、OC 用説明資料として、これらの事例を紹介していれば、それらをエビデンスとして説明することができます。

留意点として、障害者差別解消法が 2024 年に改正され、それまで努力義務とされていた「合理的配慮の提供」が義務付けられたことを取り上げます。専門学校においても、障害者差別解消法などを考慮し、障がいのある学生に対する支援の取組を進める必要があると考えていますが、「合理的配慮の提供※」をどこまで行うことが適切なのか、判断が難しいところです。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

### 合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)	意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)	ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)
 <p style="font-size: x-small;">【障害のある人からの申出】 飲食店で車椅子のまま着席したい。</p>	 <p style="font-size: x-small;">【障害のある人からの申出】 難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。</p>	 <p style="font-size: x-small;">【障害のある人からの申出】 文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き書きすることができない。</p>
 <p style="font-size: x-small;">【申出への対応(合理的配慮の提供)】 机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。</p>	 <p style="font-size: x-small;">【申出への対応(合理的配慮の提供)】 太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。</p>	 <p style="font-size: x-small;">【申出への対応(合理的配慮の提供)】 書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影することとした。</p>

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki\\_hairyo2/print.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyo2/print.pdf)

※ 「合理的配慮の提供」について（2024 年内閣府リーフレットより引用）

我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

3.3 ② 【外国人留学生キャリア形成促進プログラム】の認定を受けている学科・コースを有する学校の場合、必須となる評価項目です。

評価の基準を読み解くと、(1) 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うことと、(2) 日本人学生との交流の機会が確保されていること、という2つの要件から成ることがわかります。

(1) 特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うこと

エビデンス例にもあるように、留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料を示します。「外国人留学生キャリア形成促進プログラム\_申請書類」をエビデンスとして使って説明することもできますが、在籍管理簿や進路指導記録等、実態を示す資料とともに用いることをお勧めします。

(2) 日本人学生との交流の機会が確保されていること

例えば、年間スケジュールや事業計画書(行事計画)等で、日本人学生との交流の機会が確保されていることを示すことができます。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。いずれか一方しか満たされていない場合には、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラーの配置等による相談体制等が分かる資料</li> <li>・学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料</li> <li>(カウンセリングルーム案内、個人面談日程、オリエンテーション配布資料、カウンセリング記録、学生面談記録、個別面談シート)</li> </ul>
	②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料</li> <li>(退学防止の取り組み記録、退学状況の分析と対策記録、学生面談記録、個別面談シート)</li> </ul>
	③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健計画や学生の健康管理体制等が明記された資料</li> <li>(学校保健計画、健康診断案内、年間行事予定表、学校医がいることを示す資料、健康相談窓口の案内、再健診の案内・記録)</li> </ul>
	④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学費の減免・分割納付等に関する資料</li> <li>(募集要項、学費減免規程、奨学金説明会資料、公的奨学金制度説明書、案内の記録)</li> </ul>
	⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料</li> <li>・キャリア支援等に関する資料</li> <li>(就職ガイドブック、就職活動年間予定、企業との協定書等、企業説明会案内文書、キャリア教育に関する教育計画書、学習の手引き(学生サポートセンター)、就職サポート実績)</li> </ul>

3.4 ① 評価の基準を読み解くと、(1) カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行っていることと、(2) 適切に運営していることという2つの要件から成ることがわかります。

(1) カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行っていること

この項目で求められているのは、「学生の相談に対応するための環境整備を行っていること」であり、カウンセラーの配置や相談室の設置はあくまでもそれを実現するための一例です。しかしながら、学生の相談に対応するための（つまり、個人情報保護や学生のプライバシーに配慮した）カウンセラーの配置や相談室の設置に代表されるような、何らかの環境整備（相談体制等）を行っていることを説明し、評価します。「学生相談」（学生相談に関する体制は整備されているか）についての確認ですので、少なくとも相談窓口が設置されていることが必要です。また、学生便覧や学生生活の手引き等にこれらの情報を掲載し、学生に周知することが一般的です。

「相談できる体制がある」ということが「評価2」とするための要件であり、例えば、「常勤のカウンセラーがいる」ということは、「評価3」とするエビデンスになり得るのではないかと考えます。

(2) 学生の相談への対応を適切に運営していること

上記(1)で説明された環境整備（相談体制等）が適切に運営されていることを説明します。エビデンス例に示されているように、「学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料」のほか、個別相談表（個別相談対応スケジュール表など）、学生面談記録、個別面談シートなどにより、学生相談対応の実態を説明し、評価します。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3（基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合）と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2（基準をおおむね満たす場合）、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1（基準を満たしておらず改善が必要な場合）となります。

3.4 ② この評価項目では、「留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること」について自己評価を求めています。こうした学生への適切な対応を行うための体制については、上記 3.4 ①にて確認され

ていますので、ここでは、実際の対応についての自己評価となります。エビデンス例にもあるように、退学防止に向けた取組など、適切に「取り組んでいるか」ということがポイントとなります。

例えば、「面談の記録」から、「学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること」が読み取れるならば、その「面談の記録」は有効なエビデンスとなります。取り組んではいるものの、なかなか成果が出てこない場合も考えられますが、適切な対応と判断できるのであれば「評価2」とし、しっかりと成果が上がっているということであれば、その手順や方法を学校内で共有し、「評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)」とすることをお勧めします。

3.4 ③ 評価の基準を読み解くと、以下の3つの要件から成ることがわかります。(1) 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、 (2) 学生の心身の健康管理体制を整備し、かつ、 (3) 適切に運用していること。

(1) 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定

この評価項目では、学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、学生に対する指導その他保健に関する事項について「学校保健計画」を策定することを求めています。

※ 学校保健計画の策定等について

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。(学校保健安全法 第5条)

学校保健安全法には、「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。(法 第13条)」や、「学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。(法 第15条)」という規定があり、現状でもほとんどの学校において学生や教職員に対して、定期的に健康診断が実施されていることと思います。

専修学校の「学校保健計画」とは、学校保健安全法に基づき、学生・教職員の心身の健康保持増進を目指して、健康診断、環境衛生、保健指導などを、年間を通じて組織的・計画的に実施するための総合的な計画となります。特に専修学校では、専門的な指導を行う医師の配置や保健室設置が努力義務とされており、

各学科・コースの特性に応じた実践的な保健活動(病気・ケガの予防、生活習慣病予防、心の健康など)が重視されます。

なお、学校保健計画の様式について、法令などによる定めはありませんが、学校保健計画の性格から、教育目標、学校保健目標、重点目標、役割分担、年間計画一覧などが計画に盛り込まれる内容として考えられます。(同様に学校保健安全法にて策定が義務付けられている「学校安全計画」と一体化させ、「学校保健安全計画」を作成している学校もあります。)

また、専修学校の環境衛生検査の基準は、学校の建築物の延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の場合、建築物衛生法に基づく「建築物環境衛生管理基準」が適用されます。適用される場合は「学校環境衛生基準」と「建築物環境衛生管理基準」の両方を満たす必要があり、両方で同じ項目がある場合は基準値が厳しい方を遵守します。主な検査項目には温度、湿度、照度、空気清浄度、給水、排水、ダニ対策、衛生害虫駆除などがあり、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」が基本となります。(参考:「学校環境衛生管理マニュアル」)

[https://www.mext.go.jp/content/20230817-mext\\_kenshoku-100000613\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230817-mext_kenshoku-100000613_2.pdf)

(2) 学生の心身の健康管理体制を整備

エビデンス例に示されているように、学生の健康管理体制等が明記された資料にて説明します。具体的には、健康診断案内や年間行事予定表、学校医がいることを示す資料、健康相談窓口の案内等がエビデンスとなります。

(3) 学生及び教職員の健康管理を適切に運用していること

エビデンス例に示されているように、健康診断案内や年間行事予定表、再健診の案内・記録等により、健康管理を適切に行っていることを説明し、評価します。

上記(1)～(3)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。一つでも要件が満たされていないものがあれば、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

- 3.4 ④ この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、第三者評価機関によっては評価項目に挙げられています。評価項目として、自己評価することをお勧めします。

評価の基準を読み解くと、(1) 学生の経済的側面に対する支援体制を整備していることと、(2) 適切に周知、運用していること、という2つの要件から成ることがわかります。

(1) 学生の経済的側面に対する支援体制を整備していること

エビデンス例として、「学費の減免・分割納付等に関する資料」が挙げられています。具体的には、募集要項、奨学金説明会資料、公的奨学金制度説明書等がそれらのエビデンスとなります。ここで支援として挙げている奨学金制度とは、学校独自の奨学金制度だけを指すものではありません。都道府県や市町村などからの補助を含め、公的な奨学金制度などを紹介することも含め、支援体制の整備ということができます。

令和7年度に実施された本ガイドラインの説明会では「授業料の支援のほか、生活面の支援など、どこまですれば良いのか？」という質問がありましたが、その質問に対して「入学前の段階で、入学後、どのくらいの費用がかかるのかをしっかりと提示することが重要である」との意見もありました。支援体制の整備における、「周知の徹底」の重要性が指摘されています。

(2) 学生の経済的側面に対する支援体制を適切に周知し、運用していること

奨学金説明会資料や案内の記録、実際に学費の減免や分割納付等を行っていることがわかる記録などをエビデンスとして示し、上記(1)を適切に周知し、運用していることを説明し、評価します。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

3.4 ⑤ 評価の基準を読み解くと、(1) 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備していることと、(2) 適切に周知、運用していること、という2つの要件から成ることがわかります。

(2) 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備していること

エビデンス例を見ると 3.4 ①や②と似通った内容となっていますが、この項目では「学生のキャリア支援、就職支援に対する支援」に絞り込まれているところが

ポイントです。カウンセラーの配置や相談室の設置という形で、キャリア支援や就職支援が行われている場合もあるかと思いますが、その場合にも、「3.4 ①や②と同じ」という説明ではなく、どのようにキャリア支援や就職支援に取り組んでいるかが読み取れるエビデンスを示すことをお勧めします。(例えば、学生便覧や学生生活の手引き等をエビデンスとして用いる場合に、ページ番号や節条項番号等を具体的に示すという方法があります。)

- (2) 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を適切に周知し、運用していること

キャリア支援等に関する資料など、実際にキャリア支援や就職支援を行っていることがわかる記録などをエビデンスとして示し、上記(1)を適切に周知し、運用していることを説明し、評価します。キャリア支援の一例として、「キャリア教育」(基礎的・汎用的能力(① 人間関係形成・社会形成能力、② 自己理解・自己管理能力、③ 課題対応能力、④ キャリアプランニング能力)を身につけるための取組)を行い、学生の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成しキャリア発達を促すという取組が挙げられます。こうした取組の実態は、「シラバス」や「キャリア教育に関する教育計画書」にて説明することができます。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

#### 項目4. 教育実施組織・教員

小項目	評価の基準	エビデンス等
1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	・教員の採用等に関する資料 （資格・要件等採用基準、学校が求める教員像・教員の役割・教育責任の所在に関する考え方を学内で共有した資料、教員募集案内（求人票））
	②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	・教員名簿 ・教員の授業分担、時間割等の担当する授業時数等が分かる資料 ・教員評価に関する資料 （実施体制組織図、学校基本調査、教職員名簿、実務経験者一覧、教員資格認定書、授業アンケート、授業評価の帳票、フィードバック記録）

4.1 ① 評価の基準を読み解くと、(1) 教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等を整備していることと、(2) 適正に運用していること、という2つの要件から成ることがわかります。

(1) 教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備していること

この評価項目では、教員の採用基準等を整備しているかを確認しています。具体的には、「資格・要件等採用基準」や「学校が求める教員像・教員の役割・教育責任の所在に関する考え方を学内で共有した資料」等、教員の採用等に関する資料がそれらのエビデンスとなります。

教員の一覧表に、それぞれの教員が専修学校設置基準第41条1～6のどの要件を満たしているのかを記載してエビデンスとしている学校もあります。しかし、それは専修学校教員として採用する際に満たさなければならない最低限の要件であり、「教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員」を確保するために学校として整備している教員の採用基準としては不十分と言わざるを得ません。「資格・要件等採用基準」など、教員を募集する際の要件を学科・コース・科目別等で整理したものが作成されていれば、学校として、どのような資格・要件を持つ教員を求めているかが容易に確認できます。

(2) 整備している教員の採用基準等に従い、適正に運用していること

教員の新規採用や教育・指導などにより、教員の確保に努めているということが、「適正に運用していること」となります。取組方法として、新規採用と既存教員への教育・指導という2つの方法がありますが、この両者を行っていないと断言することはできません。「教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保」している状態が持続できるようにするために、どのような活動を行っているのか(適正に運用しているということ)を説明することになります。

教員の採用について、学校単位ではなく、法人単位で取り組んでいる場合もあるかと思いますが、その法人単位での取組が適正に運用されていることを示せば問題ありません。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

4.1 ② この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、第三者評価機関によっては評価項目に挙げられています。評価項目として、自己評価することをお勧めします。

評価の基準を読み解くと、(1) 教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、(2) 教員の専門性、教授力を把握、評価していること、という2つの要件から成ることがわかります。

(1) 教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること

エビデンス例として、「教員名簿」や「教員の授業分担、時間割等の担当する授業時数等が分かる資料」が挙げられています。これらの情報は、年度初めや学期初めに授業の実施計画を組み立てる際に必ず文書化されているはずで、地域によっては、授業時間を把握する資料として「教員予定表」の作成・提出を行政から求められることもあるようです。自己点検評価のために新しい資料を作成するのではなく、授業の実施計画をつくる際に作成された資料をエビデンスとすることをお勧めします。

※ 年齢構成等を把握することは、授業の実施・運営を中長期的に考える際に必要となる情報です。また、各教員が担当している授業時数を把握することは、

教員の能力向上や校務分担を決める際に必要となります。これらは、学生や保護者に公開する必要はありませんが、学校側では、授業の実施計画を作成する際に把握しておくべき情報です。

(2) 教員の専門性、教授力を把握、評価していること

この評価項目では、教員の専門性、教授力を把握、評価していることを確認しています。近年、多くの学校で取り組まれるようになった学生による授業評価アンケートも、こうした取組の一つといえます。しかし、エビデンス例にもあるように、授業評価の中心は、学校長や副校長、教務部長や学科長などの所属上長等による評価となります。実施体制組織図などにより、評価の体制を明示します。授業評価の実施に当たっては、評価シートなどでチェック項目を標準化することが効果的です。また、評価結果を教員・講師に伝えフィードバックが行われることにより、授業の改善につながる評価活動となります。こうした一連の活動を行うための、実施・評価体制ができていること、ならびに、それらの評価が実際に行われていることを確認します。

「常勤の専任教員に対しては行っているが、非常勤の教員を評価することは難しい」という声もありますが、教育の質の向上を目的としているのですから、非常勤の教員を対象外とすることはできません。「常勤の教員について授業アンケートや授業の視察を行って専門性、教授力を把握、評価できている」のであれば、基準をおおむね満たす(評価2)と説明できる状況であるかとは思いますが、非常勤の教員の専門性、教授力を把握、評価できていない状況で「評価3」とすることは不適切と考えます。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	・専門分野の分かる教員名簿等 ・業務分担体制等の規定等 (教員組織図、業務分担表、教職員会議議事録、講師会議事録、各種委員会議事録)
	②教員間で連携、協力体制を構築していること。	・業務分担体制等の規定等 (業務分担表、教職員会議議事録、講師会議事録、各種報告書、教務日誌)

4.2 ① この評価項目では、「学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること」を確認しています。エビデンス例には、「専門分野の分かる教員名簿等」と「業務分担体制等の規定等」が挙げられています。前述の 4.1②で示したエビデンスにて、専門分野の分かる教員名簿等が示されていれば、そのまま「専門分野の分かる教員名簿等」として同じエビデンスを使えます。「業務分担体制等の規定等」は、規程や規則、ルール、手順などを示したもので、教員組織内の業務分担、責任体制が読み取れるものをエビデンスとして評価します。

こうした教員の個人情報を含む資料を自己点検評価のエビデンスとすることに対して、第三者評価の受審を考えた場合に躊躇されるケースもあるかと思えます。実際に、第三者評価を受審する際には、これら個人情報を含むエビデンスについては、事前提出を行わず、現地調査等で評価者が学校を訪れた際に閲覧してもらうという対応が一般的です。第三者評価機関と守秘義務契約を結ぶことは当然ですが、その上で、機密情報や個人情報などについては、慎重な取り扱いが必要です。

4.2 ② この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていません。任意項目ですので、自己点検評価の項目に入れるか否かを各学校で判断してください。

この評価項目では、教員間で連携、協力体制を構築していることを確認しています。例えば、教職員と非常勤講師等との定期的な情報交換ということであれば、月に一度以上の定期的な教職員会議や学科会議が開かれて情報交換がされていれば申し分ありません。半期に一度、あるいは年に一度、講師交流会を開催しているという学校もあるかと思えます。こうした会議を開催する際には、会議次第だけでなく、会議後に議事録を作成することを習慣づけると、建設的な意見が出やすくなります。

そして、こうした会議次第や議事録をエビデンスとして示すことで、半期に一度（または学期ごとに）開催されていれば評価3（基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合）、年に一度の開催であれば評価2（基準をおおむね満たす場合）と評価することができます。なお、こうした会議がまったく行われていないということであれば、評価2とすることは難しく、評価1となります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	・教員研修に関する資料 ・選考分野について企業等との連携が分かる資料 (支援内容がわかる規程等、学校のFD・SDの考え方、実施体制、実施状況(参加率含む)が分かる資料、研修報告書、復命書)
	①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注】職業実践専門課程】	・企業等との連携による教員研修が分かる資料 (企業等と連携して行われる教員研修・共同研究等の計画書・報告書) 【職業実践専門課程_別紙様式※上記等の実態を示すものも必要】
	②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注】職業実践専門課程】	・企業等との連携による教員研修が分かる資料 (教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修計画・研修報告書) 【職業実践専門課程_別紙様式※上記等の実態を示すものも必要】

4.3 ① この評価項目では、教員の資質の向上を目的として、学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていることを確認しています。

エビデンス例にあるように「教員研修に関する資料」によりこうした取組を行っていることを示します。具体的には、「研修報告書」や「学校のFD・SDの考え方」、「研修実施体制、実施状況(参加率含む)が分かる資料」等、教職員研修に対しての考え方やその実施状況・実績がわかる資料を示し、評価します。

教員研修等により、教員の資質の向上への支援が行われていれば基準をおおむね満たしている(評価2)と言えます。「評価3」は「基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合」ですので、教員研修への取組だけでなく、学校の教育活動の改善、工夫を行う FD などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援について、特筆すべき取組等を具体的に説明できるエビデンスが必要となります。

- 4.3 ①-2 上記 4.3①を補完する項目となっており、【職業実践専門課程】の認定を受けている学科・コースを有する学校の場合、必須となる評価項目です。

教員の資質向上のための研修等に関するものとなりますが、ポイントは「企業等と連携して組織的に行っていること」というところです。「職業実践専門課程\_別紙様式4」などもエビデンスの一つになりますが、それだけではなく、教員の研修計画や研修報告書等、企業等と連携して組織的に行っている実態を示すものも必要となります。

「企業との連携は、機密事項もあってなかなか難しい(進まない)」との意見も聞かれますが、事例として、教員が企業に研修に行くだけでなく、企業の方が学校に来て学生に向けて授業を行う際に、その授業を他の教員も参加して学ぶ(研修)という形も報告されています。

- 4.3 ② 【職業実践専門課程】の認定を受けている学科・コースを有する学校の場合、必須となる評価項目です。

教員の資質向上のための研修等に関するものとなりますが、ポイントは「教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修」というところです。上記 4.3①と同様に「職業実践専門課程\_別紙様式4」などもエビデンスの一つになりますが、それだけではなく、教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して組織的に行っていることを示す「教員の研修計画」や「研修報告書」等を示し、評価します。

## 項目5. 教育環境

小項目	評価の基準	エビデンス等
1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備等の概要</li> <li>・演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料</li> <li>・指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料 (学校設置認可申請書、各種設備・教育備品の一覧表及び点検票、管理体制の組織図教室配置図、時間割(使用教室))</li> </ul>
	②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料</li> <li>・指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料 (教室配置図、学習の手引き、時間割、専修学校報告書)</li> </ul>
	③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書室の整備や専門書等の整備が分かる資料 (施設案内図、学生便覧、資産目録、図書台帳)</li> </ul>

5.1 ① この評価項目では、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていることを確認します。

評価のポイントは「教育上の必要性に対応できる」ということを、どのように説明するかという点です。エビデンス例には「施設・設備等の概要」や「演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料」が挙げられています。具体的には、学校設置認可申請書、教室配置図、各種設備・教育備品の一覧表及び点検票、管理体制の組織図などがエビデンスとなります。ただし、ここでは「施設・設備、機械器具等を備えていること」の自己評価を行いますので、文書・記録等のエビデンスの確認だけでなく、現場・現物の確認が必要となります。自己点検評価を実施する際に、これらすべての施設・設備・機械器具等をチェックするという方法もありますが、年度末等に実施している施設・設備・機械器具等の維持管理調査(棚卸し調査)の記録と管理体制の組織図等を示すことにより、全数調査ではなくサンプリング調査による評価とすることも可能です。

なお、エビデンス例に、「指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料」とあるように、指定養成施設の場合には、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等が細かく指定されていますので、こちらが最も適切なエビデンスとなります。文書・記録等のエビデンスの確認だけでなく、現場・現物の確認が必要となるのは同様です。

5.1 ② この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていません。任意項目ですので、自己点検評価の項目に入れるか否かを各学校で判断してください。

評価の基準を読み解くと、(1) 学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、(2) 学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること、という2つの要件から成ることがわかります。

(1) 学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること

この評価項目では、5.1①で確認した「教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等」のうち、特に、学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していることについて確認を求めています。多くの専修学校では、授業終了後の教室や実習室等を自習室として開放しています。図書室や就職指導室の一角などを、時間帯を区切って自習室にしている学校もあります。どのようなルールで、学生の学習支援のための施設を運用しているのかが、学生便覧や学生生活の手引き等に記載されているならば、それらをエビデンスとして示し、評価します。

(2) 学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること

この評価項目では、5.1①で確認した「教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等」のうち、特に、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していることについて確認を求めています。多くの専修学校では、昼休みや授業終了後の教室を学生の休憩、食事のためのスペースとして開放しています。ロビーや屋外テラスなどを、時間帯を区切って学生の休憩、食事のためのスペースにしている学校もあります。どのようなルールで、学生の休憩、食事のためのスペースを運用しているのかが、学生便覧や学生生活の手引き等に記載されているならば、それらをエビデンスとして示し、評価します。

学生用の食堂等を有しているのであれば、特筆すべきことと言えますので、この評価項目を自己点検評価に組み入れることをお勧めします。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。いずれか一方しか満

たされていない場合には、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

- 5.1 ③ この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていません。任意項目ですので、自己点検評価の項目に入れるか否かを各学校で判断してください。なお、指定養成施設の場合等、「専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を備え付けること」が要件とされている場合には、この評価項目を自己点検評価項目として採用することをお勧めします。

この評価項目では、図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていることを確認しています。エビデンスにあるように、図書室の整備や専門書等の整備が分かる資料にて説明します。

具体的には、資産目録や図書台帳にて、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書について説明し、施設案内図や学生便覧にて、必要施設等が整備され、周知されていることを示し、評価します。最近では、電子書籍も一般化されておりますので、学校が提供する教育環境として、紙の書籍に限定するものではありません。電子データでの提供、役に立つ Web サイトのリンク情報なども、教育資源と考えられます。ただし、そうした電子データ等の提供による支援を行っていることを根拠として評価を行った場合には、そのことがわかるように表現することをお勧めします。

小項目	評価の基準	エビデンス等
2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	・学校保健安全法等に基づく計画等の安全対策が分かる資料 (学校安全計画、危機管理マニュアル、設備管理者の一覧表、防災訓練実施要項、防災訓練実施報告書、各種設備の定期点検票)
	②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	・防災計画や消防点検等及び改善状況等が分かる資料 ・防災訓練等の実施が分かる資料 (防災・避難訓練実施要項、消防計画、防災マニュアル、災害時マニュアル、気象警報による休講等の取扱いガイドライン)

5.2 ① 評価の基準を読み解くと、(1) 学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定していることと、(2) 学校における安全対策を適切に行っていること、という2つの要件から成ることがわかります。

(1) 学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定していること

この評価項目では、安全対策及び防災組織についての確認事項として、学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定することを求めています。

※ 学校安全計画の策定等について

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。(学校保健安全法 第27条)

現状、多くの学校において、学生や教職員に対して、交通安全や防犯対策等の指導が実施されていることと思います。

ここで求めている計画は、学校行事等として行われている様々な活動を学生や教職員の安全管理対策として体系立てて整理し、学校保健安全法に基づく「学校安全計画」またはそれに相当するものとしてまとめたものとなります。評価の基準に「学校安全計画を策定し」と明記されていますので、「これが本校の学校安全計画(に当たるもの)です」という説明及びエビデンスが必須となります。

(2) 学校における安全対策を適切に行っていること

この評価項目では、上記(1)で策定した「学校安全計画」等に従って、安全対策を適切に行っていることを説明し、評価します。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

5.2 ② この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、第三者評価機関によっては評価項目に挙げられています。評価項目として、自己評価することをお勧めします。

評価の基準を読み解くと、(1) 火災の発生や防災に関する組織体制を整備していることと、(2) 適切に運営していること、という2つの要件から成ることがわかります。

(1) 火災の発生や防災に関する組織体制を整備していること

エビデンス例として、「防災計画や消防点検等及び改善状況等が分かる資料」が挙げられています。具体的には、「危機管理マニュアル」や「気象警報による休講等の取扱いガイドライン」がこれに当たります。エビデンス例では、防災という概念を広く捉え、火災や地震・風水害などの自然災害だけでなく、けがや病気、感染症対策なども含めた危機管理対策として、危機管理マニュアルや気象警報による休講等の取扱いガイドラインを挙げています。学生・生徒や教職員の安全を守るための組織体制整備を検討してください。これらのマニュアルやガイドラインを含めて、火災の発生や防災に関する組織体制を整備していることが説明できるエビデンスを示し、評価します。

(2) 火災の発生や防災に関する組織体制を適切に運営していること

エビデンス例のように、「防災訓練等の実施が分かる資料」を示し、前項(1)で示した火災の発生や防災に関する組織体制が適切に運営されていることを示し、評価します。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	・施設・設備などの点検、補修等 が分かる資料 (教室清掃チェックシート、環境整備チェックシート) (点検等記録一覧表、日常点検チェック表、定期点検の記録、施設・設備の点検計画、電気設備点検記録報告書、点検・修繕の記録、建築物環境衛生管理報告書)
	②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	・施設の改築、改修等や設備の更新等の計画及び実施が分かる資料 (施設・設備の点検・補修計画書、中期事業計画、点検・修繕の記録)

5.3 ① この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、第三者評価機関によっては評価項目に挙げられています。評価項目として、自己評価することをお勧めします。

この評価項目では、施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていることを確認しています。エビデンス例には、「施設・設備などの点検、補修等が分かる資料」が挙げられています。具体的には、

日常点検の記録:教室清掃チェックシート、環境整備チェックシート等

定期点検の記録:施設・設備の点検、電気設備点検記録報告書、電気設備定期点検報告書、建築物環境衛生管理報告書等

補修等の記録:点検・修繕の記録 等 となります。

上記のような具体的な記録に加えて、どのような日常点検・定期点検を行っているのか、そしてどのような点検記録を作成・保持しているのかがわかる一覧表を作成しておけば、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。施設・設備等の点検について、全体像が示せなければ(一覧表等が示せないのであれば)評価2(基準をおおむね満たす場合)、そもそも日常点検・定期点検等が行われていないのであれば評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

5.3 ② この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、第三者評価機関によっては評価項目に挙げられています。特に中期事業計画を策定している場合には、それらと関係の深い項目となりますので自己評価することをお勧めします。

評価の基準を読み解くと、(1) 施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定めていることと、(2) 適切に実施していること、という2つの要件から成ることがわかります。

(1) 施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定めていること

エビデンス例として、「施設の改築、改修等や設備の更新等の計画及び実施が分かる資料」が挙げられています。具体的には、「施設・設備の点検、補修計画書」や「中期事業計画」等がエビデンスとなります。

(2) 計画通り、適切に実施していること

エビデンス例として、「施設の改築、改修等や設備の更新等の計画及び実施が分かる資料」が挙げられています。具体的には、計画通りに施設の改築・改修、設備の更新等が行われたことが確認できる「点検・修繕の記録」等がエビデンスとなります。

上記(1)と(2)の要件がいずれも満たされている場合に、評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。どちらか一つでも要件が満たされていない場合は、評価2(基準をおおむね満たす場合)、いずれの要件も満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

## 項目6. 教育活動の基盤と改善・向上の取組

小項目	評価の基準	エビデンス等
1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	・中・長期計画が分かる資料 (中期事業計画書、理事会・評議員会の議事録、中期事業計画策定計画書、委員会の議事録)
	②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	・財務計画、状況が分かる資料 (財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書)

6.1 ① この項目では、「中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること」について自己評価を求めています。私立学校法の改正(令和5年5月公布)により、「大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。」と定められました。「大臣所轄学校法人等」を対象としておりますので、多くの専門学校は対象外となりますが、私たち専門学校も、社会に求められる優秀な人材を輩出し続けるために、常に自己改革を追求し続ける必要があります。ガバナンスの強化と経営力の強化は不可欠です。この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、第三者評価機関によっては評価項目に挙げられています。評価項目として、自己評価することをお勧めします。

中期事業計画の策定において、教育理念(建学の精神)をベースに体系的に定義された教育理念や教育目的・教育目標等の見直し・再定義を含め、中長期的ビジョンや財務的な目標を設定しているかを確認します。言い換えると、中期事業計画の策定のための準備が適切に行われているかを確認しています。「中期計画策定のための手順・計画を示す規程やマニュアル等の文書」や「検討の経過が記されている議事録」などにより、中長期的ビジョンや財務的な目標、ならびに教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容を設定していることが説明できれば評価は3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている)となります。中期事業計画書からこれらが読み取れるのであれば、その場合も評価3となりますが、中期事業計画書が作成されていたとしても、これらが十分に説明されていないのであれば評価2(基準をおおむね満たす)または評価1(基準を満たしておらず改善が必要)となります。

6.1 ② この項目では、教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているかを確認しています。「財務的基盤の確立」について、自己評価を求めています。

るので、事業計画などの目標ベースではなく、実績を示すものがそのエビデンスとなります。単年度で赤字決算はダメで、黒字であれば良いという単純な話ではありません。何をもって十分な財政的基盤を確立しているかと判断するかは、難しいところですが、ここでは、(1)前受金保有率と(2)運用資産余裕比率\*を判断の指標として説明します。

#### (1)前受金保有率

前受金保有率は、財政的基盤の確立を判断する指標の一つです。前受金とは、翌年度の収入を前もって受け付けているもので、主に授業料収入などがこれに当たり、貸借対照表の負債の欄に記載されています。(多くの学校では、年度が始まるまでに授業料の支払いをするよう求めているため。)授業料は翌年度の収入ですから、貸借対照表を作成する年度末(3月31日)の時点では、現金・預金として保有されていることが期待されます。(現金・預金の金額は、貸借対照表の資産の欄に記載されています。)前受金保有率とは、この「現金・預金／前受金」の割合のことを指しており、この値が100%以上であることを「評価2」とする要件の一つとします。

#### (2)運用資産余裕比率

運用資産余裕比率は、学校法人の財務的な健全性や経営の安定性を示す重要な経営指標の一つです。これは、保有している流動性の高い資産(運用資産)が、どの程度負債をカバーし、さらに年間の経常的な支出に対してどの程度の余裕があるかを示すものです。例えば、「運用資産余裕比率」が1.0年以上なら「評価2」、2.5年以上なら「評価3」とするなど、評価基準に「運用資産余裕比率」を加えることをお勧めします。

#### (3)財務の管理体制の確立

ここでは、財務情報の透明性・共有体制、予算編成と執行のプロセス、財務リスク管理、学生保護の仕組み、内部統制・ガバナンス、中長期的な経営計画の立案等についての仕組みが、適切に運用されているかを問います。具体的には、事業計画や予実管理が適切に行われていることに加えて、経理規程や会議規程の整備状況等をエビデンスで示すことで「評価3」とする要件の一つとします。

エビデンスとしては、上記の(1)も(2)も財務諸表が適切です。より具体的には、エビデンス例にあるように、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書など(これら全てで一式)となります。

上記(2)運用資産余裕比率が2.5年以上または(3)が適切であることをエビデンスにより確認できるなら「評価3」、(1)前受金保有率が100%以上または(2)運用資産余裕

比率が1.0年以上なら「評価2」、(1)及び(2)の両方が要件に満たない場合には「評価1」とします。

※ 運用資産余裕比率の計算式と意味

運用資産余裕比率は、主に以下の計算式で算出される。

$$\text{運用資産余裕比率} = \frac{\text{運用資産} - \text{外部負債}}{\text{経常支出}} (\text{年})$$

※ 比率が高いほど運用資産の蓄積が良好であり、1.0 を超えている場合は、1年間の学校法人の経常的な支出を賄えるだけの資金を保有していることを示す。

ここで、

運用資産 = 特定資産 + 有価証券(固定資産) + 有価証券(流動資産) + 現金預金

外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務  
( R5 専修学校 (平均)1.8 年 (中央値)1.0 年<sup>※1</sup> )

※1 1.0 年以上の専修学校は、全体の 51.5%

(出典)令和 6 年度版今日の私学財政 専修学校・各種学校編(日本私立学校振興・共済事業団)

( R3 全国平均<sup>※2</sup> (大学)2.0 年 (短大)1.8 年 )

※2 平均値は医歯系法人を除く大学法人及び短大法人

(出典)令和 4 年度版今日の私学財政 大学・短期大学編(日本私立学校振興・共済事業団)

この比率は、以下の点を明らかにする。

- ・ 負債返済能力: 運用可能な資産で、どの程度の負債をすぐに返済できるか。
- ・ 資金繰りの安全性: 経常的な支出に対して、どれくらいの期間(年数)資金が枯渇しないかの「耐久年数」を示す指標としても利用される。

【目安と重要性】

- ・ 1 年を超えていることが望ましいとされている。(専修学校の場合、中央値が 1.0 年となっているので、1.0 年以上であれば全体の中で、真ん中よりも上位に位置づけられる。)
- ・ 比率が高いほど、財務的に安定しており、予測できない支出や経営環境の変化に対応できる時間的な余裕があることを示す。
- ・ 特に私立学校の場合、学生募集の停止や入学定員割れなどによる収益の減少リスクに備える上で、この余裕率は経営の安定性を測る上で非常に重要である。

小項目	評価の基準	エビデンス等
2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	・学校運営に関する規定、学校運営に関する会議体、規則等及び運営状況が分かる資料 （組織図、理事会会議規則、決裁規程、学校の運営規程等、委員会・会議体一覧、理事会・評議員会の議事録、運営会議議事録、委員会・会議体の会議議事録等）

6.2 評価の基準を読み解くと、(1) 学校運営の組織体制を整備し、(2) 適切な運営が行われていること、という2つの要件から成ることがわかります。

職業教育に関するマネジメントが適切に行われていることは、PDCA サイクルを活用した一連の活動が適切に行われていることを示すことで説明できます。これを踏まえて、評価の基準で求められていることを具体例で示すと、理事会会議規則や学校の運営規程等という「ルールが整備されているか」ということと、それらのルールに則って「会議が開催されているか」という2つのことが確認されています。

例えば、組織図等により学校の組織体制を説明した上で、業務マニュアルや職務規程など、職務権限が規定されていることがわかる文書を示し、ルールが整備されていることを説明します。そして、それら業務マニュアルや職務規程などで規定された、学校運営のための様々な会議の議事録などをエビデンスとして示します。この時、議事録を例示するだけでなく、どのような会議体があり、どのような議事録が作成されているのかを一覧表などで示せば、よりわかりやすくなります。

まずは「ルールが整備されているか」という点が確認され、その上で、整備されたルールに則って「会議が開催されているか」が問われるという流れになります。こうした「職業教育のマネジメント」が適切にできていることを示すための、最低限必要な情報(ルール)を4つ挙げると、①組織図、②学校運営責任者、③マネジメントを行うための会議体、④それら会議体の開催頻度、となります。マニュアルや規程などの形で、この4つが示されていれば、よりわかりやすくなりますが、最低でも、上記の内容を説明できないと、基準をおおむね満たす(評価2)とは言えません。4つが揃っていて(つまり、体制が整っていて)、さらにその体制が実際に運用されていることが議事録などでしっかり示されれば、評価は3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている)となります。ルールは整備されているけれども、会議が適切に開催されているとは言えない、あるいは会議の議事録が適切に残されていないという場合には

評価2(基準をおおむね満たす)となり、そもそもルールが整備されていない場合には評価1(基準を満たしておらず改善が必要)となります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の議事録及び意見等が反映されたことが分かる資料</li> <li>・関連企業等団体、地域社会等の意見及び意見を踏まえた改善等が分かる資料</li> </ul> (自己点検評価報告書、学校関係者評価委員会報告書、改善計画書、改善報告書)
	①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注】職業実践専門課程】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程編成委員会等の議事録(年2回以上開催していることがわかる議事録)</li> </ul> 【職業実践専門課程_別紙様式※上記等の実態を示すものも必要】
	②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の結果や改善状況を公表していることが分かる資料</li> </ul> (自己点検評価報告書、学校関係者評価報告書、学校関係者評価委員会議事録、第三者評価報告書)
	③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の改善状況が分かる資料</li> </ul> (学校評価の各種結果報告書、改善計画書、是正計画書、改善報告書、是正報告書)

6.3 ① この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、第三者評価機関によっては評価項目に挙げられています。評価項目として、自己評価することをお勧めします。

この項目のポイントは、「関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用している」というところです。これらを実践している代表的な事例として、学校関係者評価委員会と教育課程編成委員会が挙げられています。ここで注意したいのは、「改善・向上」という取組です。学校関係者評価委員会や教育課程編成委員会に限らず、関連企業等団体、地域社会等からの意見を反映さ

せるという取組であれば、「意見をいただきましたが、改善・向上のための取組はありません」ということは考えにくいところです。PDCA サイクルの P(計画)の部分を、固定的で変わらないものと捉えてしまうと、PDCA サイクルを数回繰り返すことで、「これ以上の改善は無い」という考えに至ってしまいますが、関連企業等団体や地域社会等からの意見を聞くことで、世の中の変化、ニーズの変化を取り入れることができますので、それらの変化に対応するための改善・向上の何らかの取組が必要となることが理解できます。毎年、繰り返して行う取組ですので、改善・向上の取組は、必ずしも大きな変革である必要はありません。小さな取組でもよいので、継続的に改善・向上の取組が行われていることが重要であり、そこに関連企業等団体や地域社会等からのニーズが反映されていることが説明できればと思います。

令和7年度に実施された本ガイドラインの説明会では「改善計画書や是正報告書の作成までは難しい」との声が聞かれましたが、一方で、「これまでも学校関係者評価委員会の議事録は作成している。学校関係者評価委員会の場では、校長からの説明として、今年目標と前回委員から指摘いただいた点に対する改善状況などを説明しているので、これらを文書(学校関係者評価委員会報告書)の中に入れてエビデンスが作れそう」との意見(好事例)もありました。また、学校関係者評価委員会を年に2回開催している学校の好事例として、「1回目で委員の皆さまからの指摘事項があり、2回目でそれらに対する改善報告をしている。これを議事録にまとめればエビデンスになるはずと考えている。」との発表もありました。取組の参考にしていただければと思います。

6.3 ①-2 【職業実践専門課程】の認定を受けている学科・コースを有する学校の場合、必須となる評価項目です。教育課程編成委員会を年2回以上開催していることが確認できるエビデンスを示すことが必要となります。エビデンス例にあるように、それらが適切に開催されていることを議事録にて示すことで、評価は3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている)となります。

6.3 ② 評価の基準を読み解くと、(1) 学校評価を実施し、(2) 結果及び改善状況についての情報を公表していること、という2つの要件から成ることがわかります。

ここで改めてガイドラインにて学校評価について確認します。

#### 【学校評価の目的】

各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、組織的・継続的な改善を図ること。

○具体的には、上記目的を実現するために、改正学校教育法等に基づき、各学校においては、学校評価として①自己点検評価、②外部の識見を有する者(第三者)による評価(以下「第三者評価」という。)(場合によっては学校関係者評価)の実施と結果公表を行うものである。(以上、ガイドライン p.4 より引用)

つまり、(1) 学校評価を実施とは、

① 自己点検評価

② 第三者評価(場合によっては学校関係者評価)

を実施することであり、(2) 結果及び改善状況についての情報を公表しているとは、それら自己点検評価及び第三者評価(または学校関係者評価)の結果と、それらの評価結果に基づき行われた改善活動状況についての情報を公表することとなります。エビデンスの例としては、自己点検評価報告書、第三者評価報告書(または学校関係者評価報告書)等が挙げられます。

自己点検評価報告書、第三者評価報告書(または学校関係者評価報告書)等により、それらの評価結果に基づき行われた改善活動状況についての情報が十分に説明されている状況であれば評価3(基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている場合)と評価することができます。一つでも要件が満たされていない場合には、評価2(基準をおおむね満たす場合)、複数の要件が満たされていない場合には、評価1(基準を満たしておらず改善が必要な場合)となります。

6.3 ③ この評価項目では、前述(6.3②)した「改善の取組」を、組織的かつ継続的に行っていることについての評価を求めています。

学校評価への取組の体制を大まかに捉えると、「評価する側」(例えば、自己点検評価委員会、第三者評価機関等)と「評価される側」に分けられます。このうち、「改善の取組」を行うのは主として「評価される側」となります。

例えば、自己点検評価にて指摘された事項について、どのような体制で(どの部署の誰が中心となって)改善活動に取り組むのかを明確にすることで、「組織的に行っていること」を説明し、それらの仕組み(業務フロー)を規程や手順書等で整理しておくことで「継続的に行われる」形ができていることを説明するという方法もあります。

小項目	評価の基準	エビデンス等
4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	・教育活動、学校運営等の情報を公表していることが分かる資料 (職業実践専門課程別紙様式4、HP、公表した冊子、自己点検評価報告書、学校関係者評価報告書)
	②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	・教育目的等の達成や活動状況について関連教育機関や産業界等に対する取組等が分かる資料 (校務分掌表、年間行事予定表、教室利用案内、教室利用の記録、公共職業訓練等受託契約書、学校施設・設備管理規程、教室貸出マニュアル、イベント配布資料、地域ボランティア活動記録)

6.4 ① この評価項目では、「教育情報の公開」(教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報公開を積極的に行っているか)が適切に行われているかについて評価を求めています。

エビデンス例にある「職業実践専門課程別紙様式4」とは、職業実践専門課程の認定を受けている学科コースを有する学校が、その制度の中で情報の公開(及び維持・更新)を求められている別紙様式4「職業実践専門課程認定後の公表様式」のことで、(本様式を各学校のホームページに掲載する際には、印刷可能な形式とし、トップページからリンクを貼る形で参照できるようにすることが求められます。)それ以外の学校の場合には、任意の様式にて教育活動等に関する情報を公開してください。

6.4 ② この評価項目は、ガイドラインでは必須とされていませんが、「社会全体からの理解を得るよう取組んでいること」について評価を求めており、前項(6.4 ①)で確認した内容を、さらに幅広く周知し、社会からの理解を促す活動を積極的に行っていることを評価するものとなっています。(例えば、お祭りや地域のイベントへの学生参加や、学校の施設設備を活用した地域の方々の活動への支援、地域と連携した学校行事など)前項(6.4 ①)の評価基準では伝えきれない取組を行っている学校においては、この評価項目を取り入れ、情報公開に対する学校の取組を積極的にアピールする項目とすることをお勧めします。



専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び 目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則、細則、内規等</li> <li>・学生便覧等</li> <li>・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料</li> </ul> （学校・学科（理念・目的）を紹介するパンフレット、募集要項、学生の手引き、HP）	◎	◎	1-1,1-2 2-1
項目2 教育課程、 教育の実施、 学修成果	1 教育課程の編成と授 業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則 / ・学生便覧</li> <li>・シラバス、履修ガイド、履修案内等</li> <li>・カリキュラムマップ</li> </ul> （カリキュラムポリシー、CP検証時の議事録、教育課程編成委員会議事録、HP）	◎	◎	3-1
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則 / ・学生便覧</li> <li>・シラバス、履修ガイド、履修案内等</li> <li>・カリキュラムマップ</li> </ul> （授業計画書、校務分掌表） 【外国人留学生キャリア形成促進プログラム_申請書類※シラバス等実態を示すものも必要】	認	認	11-1
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス</li> <li>・カリキュラムマップ等</li> <li>・学則、成績評価基準等</li> <li>・指定養成施設の場合は指定規則・基準等</li> </ul> （コマシラバス、講義概要、成績一覧）	◎	◎	3-2 4-1

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
	(2 教育の実施)	②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注）職業実践専門課程】	・シラバス ・カリキュラムマップ等 ・学則、成績評価基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等 【職業実践専門課程_別紙様式※シラバス等実態を示すものも必要】	認	認	3-2
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	・シラバス ・学則、卒業認定基準等 ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等 （学習の手引き（ディプロマポリシー）、成績評価に関する規程、授業科目履修規程、卒業審議会資料、卒業判定会議議事録）	◎	◎	3-1-3 3-3
	4 学修成果目標の達成状況	①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	・卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料 ・学生のポートフォリオ ・指定養成施設の場合は指定規則・基準等 （目標資格・検定試験一覧、シラバス、試験対策授業計画、各学科のディプロマポリシー、修学支援新制度_確認申請書、資格取得者リスト、国家試験等合格率）	◎	◎	3-4 4-3

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
	(4 学修成果目標の達成状況)	②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業方針等が学科等ごとに記載されている資料</li> <li>学生のポートフォリオ</li> <li>指定養成施設の場合は指定規則・基準等</li> <li>(就職関連指導シラバス、就職実績報告書、就職活動報告書、教職員会議議事録、進路データ(就職・進学履歴))</li> </ul>	◎	◎	4-2
項目3 学生の受入れ学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学則等</li> <li>入試規定、入試実施要領等</li> <li>入学者選考基準、募集要項等</li> <li>(アドミッションポリシー、パンフレット、公式Webサイト、学校案内、入学選考基準・選考方法、選考における実施体制、選考結果資料、入試面接評価表、修学支援新制度_確認申請書)</li> </ul>	◎	◎	7-1 7-2
		②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注】修学支援新制度機関要件の確認】 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	<ul style="list-style-type: none"> <li>学則等</li> <li>入試規定、入試実施要領等</li> <li>入学者選考基準、募集要項等</li> <li>(アドミッションポリシー、パンフレット、公式Webサイト、学校基本調査)</li> <li>【修学支援新制度_確認申請書、外国人留学生キャリア形成促進プログラム_申請書類※上記等実態を示すものも必要】</li> </ul>	◎	◎	7-1

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
	2 自主的な学習の促進 に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	・シラバス ・学習状況の把握や補習授業の実施状況等が分かる資料 ・学習支援の体制や実施状況が分かる資料 (学生カルテ、学生指導履歴、個別相談表、入学前課題、学習の手引き、教材一覧(含学習動画))	△	△ (◎)	(5-1)
	3 多様な学生に対する 支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。	・多様な学生に対する支援が分かる資料 ・留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料 (募集活動体制組織図、障がい学生支援に関するガイドライン、合理的配慮に関する法人ガイドライン、学生サポートセンターに関する資料、パンフレット、OC用説明資料、募集要項、学校案内、校務分掌、HP)	△	△ (◎)	7-1
		②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	・留学生の在籍管理、進路指導等が分かる資料 (留学生募集要項、留学生の在籍管理(在留資格等)、留学生向け企業説明、日本人・留学生交流パーティー、事業計画書) 【外国人留学生キャリア形成促進プログラム_申請書類※上記等実態を示すものも必要】	認	認	11-1-1

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	・カウンセラーの配置等による相談体制等が分かる資料 ・学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料 (カウンセリングルーム案内、個人面談日程、オリエンテーション配布資料、カウンセリング記録、学生面談記録、個別面談シート)	◎	◎	5-1 5-3
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	・学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料 (退学防止の取り組み記録、退学状況の分析と対策記録、学生面談記録、個別面談シート)	◎	◎	5-5
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	・学校保健計画や学生の健康管理体制等が明記された資料 (学校保健計画、健康診断案内、年間行事予定表、学校医がいることを示す資料、健康相談窓口の案内、再健診の案内・記録)	◎	○ (◎)	5-4
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	・学費の減免・分割納付等に関する資料 (募集要項、学費減免規程、奨学金説明会資料、公的奨学金制度説明書、案内の記録)	△	△	5-4

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
	(4 学生生活に関する 支援)	⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	・学生便覧、学生生活の手引き等に記載の相談体制等を周知する資料 ・キャリア支援等に関する資料（就職ガイドブック、就職活動年間予定、企業との協定書等、企業説明会案内文書、キャリア教育に関する教育計画書、学習の手引き（学生サポートセンター）、就職サポート実績）	◎	◎	3-5-1 5-2-1
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、 採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	・教員の採用等に関する資料（資格・要件等採用基準、学校が求める教員像・教員の役割・教育責任の所在に関する考え方を学内で共有した資料、教員募集案内（求人票））	◎	◎	2-5-1 2-5-2
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	・教員名簿 ・教員の授業分担、時間割等の担当する授業時数等が分かる資料 ・教員評価に関する資料（実施体制組織図、学校基本調査、教職員名簿、実務経験者一覧、教員資格認定書、授業アンケート、授業評価の帳票、フィードバック記録）	△	△ (◎)	2-5-3

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	・専門分野の分かる教員名簿等 ・業務分担体制等の規定等 (教員組織図、業務分担表、教職員会議議事録、講師会議事録、各種委員会議事録)	◎	◎	2-5-4
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	・業務分担体制等の規定等 (業務分担表、教職員会議議事録、講師会議事録、各種報告書、教務日誌)	△	△	2-5-41
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	・教員研修に関する資料 ・選考分野について企業等との連携が分かる資料 (支援内容がわかる規程等、学校のFD・SDの考え方、実施体制、実施状況(参加率含む)が分かる資料、研修報告書、復命書)	◎	○ (◎)	2-5-21
		①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注】職業実践専門課程】	・企業等との連携による教員研修が分かる資料 (企業等と連携して行われる教員研修・共同研究等の計画書・報告書) 【職業実践専門課程_別紙様式※上記等の実態を示すものも必要】	認	認	2-5-24
		②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注】職業実践専門課程】	・企業等との連携による教員研修が分かる資料 (教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修計画・研修報告書) 【職業実践専門課程_別紙様式※上記等の実態を示すものも必要】	認	認	2-5-24

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
項目5 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備等の概要</li> <li>演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料</li> <li>指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料 (学校設置認可申請書、各種設備・教育備品の一覧表及び点検票、管理体制の組織図教室配置図、時間割(使用教室))</li> </ul>	◎	◎	6-1-1 6-1-3
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>演習、実習、学生支援等の施設等が分かる資料</li> <li>指定養成施設の場合は、必要施設等が整備されていることが分かる資料 (教室配置図、学習の手引き、時間割、専修学校報告書)</li> </ul>	△	△	6-1-1
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書室の整備や専門書等の整備が分かる資料 (施設案内図、学生便覧、資産目録、図書台帳)</li> </ul>	△	△	6-1-2 6-1-4 6-1-6
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健安全法等に基づく計画等の安全対策が分かる資料 (学校安全計画、危機管理マニュアル、設備管理者の一覧表、防災訓練実施要項、防災訓練実施報告書、各種設備の定期点検票)</li> </ul>	◎	○ (◎)	6-3-41

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
	(2 安全対策、防災組織)	②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	・防災計画や消防点検等及び改善状況等が分かる資料 ・防災訓練等の実施が分かる資料（防災・避難訓練実施要項、消防計画、防災マニュアル、災害時マニュアル、気象警報による休講等の取扱いガイドライン）	△	△ (◎)	6-3
	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	・施設・設備などの点検、補修等が分かる資料 （教室清掃チェックシート、環境整備チェックシート） （点検等記録一覧表、日常点検チェック表、定期点検の記録、施設・設備の点検計画、電気設備点検記録報告書、点検・修繕の記録、建築物環境衛生管理報告書）	△	△ (◎)	6-1-22 6-1-41
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	・施設の改築、改修等や設備の更新等の計画及び実施が分かる資料 （施設・設備の点検・補修計画書、中期事業計画、点検・修繕の記録）	△	△ (◎)	6-1-41
項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	・中・長期計画が分かる資料 （中期事業計画書、理事会・評議員会の議事録、中期事業計画策定計画書、委員会の議事録）	△	△ (◎)	2-2 2-3
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	・財務計画、状況が分かる資料 （財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書）	◎	○ (◎)	9-1

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	・学校運営に関する規定、学校運営に関する会議体、規則等及び運営状況が分かる資料 （組織図、理事会会議規則、決裁規程、学校の運営規程等、委員会・会議体一覧、理事会・評議員会の議事録、運営会議議事録、委員会・会議体の会議議事録等）	◎	◎	2-4
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	・学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等の議事録及び意見等が反映されたことが分かる資料 ・関連企業等団体、地域社会等の意見及び意見を踏まえた改善等が分かる資料 （自己点検評価報告書、学校関係者評価委員会報告書、改善計画書、改善報告書）	△	△ (◎)	8-3
①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注】職業実践専門課程】		・教育課程編成委員会等の議事録（年2回以上開催していることがわかる議事録） 【職業実践専門課程_別紙様式※上記等の実態を示すものも必要】	認	認	3-1-1	
②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。		・学校評価の結果や改善状況を公表していることが分かる資料 （自己点検評価報告書、学校関係者評価報告書、学校関係者評価委員会議事録、第三者評価報告書）	◎	○ (◎)	8-3	

専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省）エビデンス例

大項目	小項目	評価の基準	エビデンス等	自己点検 評価	第三者 評価	自己点検 2024版
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	・学校評価の改善状況が分かる資料 (学校評価の各種結果報告書、改善計画書、是正計画書、改善報告書、是正報告書)	◎	◎	8-4
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	・教育活動、学校運営等の情報を公表していることが分かる資料 (職業実践専門課程別紙様式4、HP、公表した冊子、自己点検評価報告書、学校関係者評価報告書)	◎	○ (◎)	8-5
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。	・教育目的等の達成や活動状況について関連教育機関や産業界等に対する取組等が分かる資料 (校務分掌表、年間行事予定表、教室利用案内、教室利用の記録、公共職業訓練等受託契約書、学校施設・設備管理規程、教室貸出マニュアル、イベント配布資料、地域ボランティア活動記録)	△	△ (◎)	10-1

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

※ 第三者評価欄の ( ) で示したものは第三者評価機関での一例



作成日： 年 月 日

# 自己点検評価表

「専修学校における学校評価ガイドライン」（改訂版）対応

学校法人名： \_\_\_\_\_

学 校 名： \_\_\_\_\_

◆ 修学支援新制度の認定 有 無

◆ 大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程 有 無

◆ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定 有 無

◆ 職業実践専門課程の認定 有 無

認定課程名称：

自己点検評価表（2025改訂版）

【項目1】 教育理念・目的・目標

小項目	評価の基準	自己点検 評価結果	エビデンス等
1 教育理念、目的及び 目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。		

①状況説明

【教育理念】

【養成する人材像】

②課題及び今後の改善方策

③特記事項（優良な取組等）

自己点検評価表（2025改訂版）

【項目2】教育課程、教育の実施、学修成果

小項目	評価の基準	自己点検 評価結果	エビデンス等
1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。		
	②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】		
2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。		
	②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注）職業実践専門課程】		
3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。		
4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。		
	学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。		

# 自己点検評価表（2025改訂版）

## ①状況説明

## ②課題及び今後の改善方策

## ③特記事項（優良な取組等）

自己点検評価表（2025改訂版）

【項目3】 学生の受入れ学生支援

小項目	評価の基準	自己点検 評価結果	エビデンス等
1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。		
	②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】		
2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。		
3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。		
	②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】		
4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。		
	②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。		
	③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。		

自己点検評価表（2025改訂版）

④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。		
⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。		

①状況説明

②課題及び今後の改善方策

③特記事項（優良な取組等）

自己点検評価表（2025改訂版）

【項目4】教育実施組織・教員

小項目	評価の基準	自己点検 評価結果	エビデンス等
1 教員の配置、募集、 採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。		
	②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。		
2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。		
	②教員間で連携、協力体制を構築していること。		
3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。		
	①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。【注）職業実践専門課程】		
	②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。 【注）職業実践専門課程】		

①状況説明

②課題及び今後の改善方策

自己点検評価表（2025改訂版）

③特記事項（優良な取組等）

--

自己点検評価表（2025改訂版）

【項目5】 教育環境

小項目	評価の基準	自己点検 評価結果	エビデンス等
1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。		
	②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。		
	③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。		
2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。		
	②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。		
3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。		
	②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。		

①状況説明

②課題及び今後の改善方策

③特記事項（優良な取組等）

自己点検評価表（2025改訂版）

【項目6】 教育活動の基盤と改善・向上の取組

小項目	評価の基準	自己点検 評価結果	エビデンス等
1 中期事業計画と財務 基盤	①当該専修学校が策定している中長期的 計画に、教育目的、教育目標の実現に向 けた具体的な内容が位置付けられている こと。		
	②当該専修学校の教育活動を安定して遂 行するために必要かつ十分な財務基盤を 確立していること。		
2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な 運営が行われていること（職業教育に関 するマネジメント（教育の企画・設計・ 運営等）における責任体制を含む。）。		
3 学校評価の実施と改 善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成 委員会等外部からの意見を反映するな ど、関連企業等団体、地域社会等から の意見を当該専修学校の運営やその改 善・向上において活用していること。		
	①-2特に職業実践専門課程においては、 教育課程編成委員会を年2回以上開催し ていること。【注）職業実践専門課程】		
	②学校評価を実施し結果及び改善状況に ついての情報を公表していること。		
	③学校評価の結果に基づく改善への取組 を組織的かつ継続的に行っていること。		
4 社会からの理解と情 報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、 学校運営等の状況に関する情報を積極 的に公表していること。		
	②教育目的・目標の達成状況や活動状況 について関連する教育機関、産業界等 をはじめ、社会全体からの理解を得る よう取組んでいること。		

# 自己点検評価表（2025改訂版）

## ①状況説明

## ②課題及び今後の改善方策

## ③特記事項（優良な取組等）